

1964年6月23日(第10日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時25分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	藤太郎	2番	比嘉	定亮	3番	天久	盛雄
4番	安次	菅盛	5番	石川	眞六	6番	仲村	春泉
7番	福嶺	正順	8番	石川	英	9番	安里	安明
10番	又吉	正弘	11番	石川	繁	12番	大川	昇昌
13番	伊佐	眞得	14番	仲村	喜永	15番	官城	盛昌
16番	官里	敏行	17番	伊佐	貞寿	18番	中里	幸助
19番	武島	行男	20番	仲村	盛光	21番	古波	清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村	春勝	助役	具屋	眞徳	収入役	沢し	安一
総務課長	松川	正順	住民課長	仲村	春信	民生課長	当山	全喜
経済課長	伊佐	友誠	水産課長	官城	眞義	財政課長	奥里	将俊
建設課長	島袋	昌栄	消防団長	大城	仁幸			

7. 議会事務局職員の出席者

局長 官城 光雄 書記 照屋 毅、島袋 眞田、知念 啓光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第26. 議案第30号、宜野湾市徴 年金給与条例の改正について  
日程第25. 諮問第4号、宜野湾市前税奨励金交付規程について。  
日程第28. 議案第32号、水道施設の取得及び売買契約について。  
日程第29. 議案第31号、給水施設の取得移管に伴う財産の取得について  
日程第4. 議案第18号、1965年度宜野湾市才入才出予算について。

1964年6月23日(第10日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時25分～午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久藤太郎	2番	比嘉定亮	3番	天仲盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真英	6番	仲村村
7番	稲嶺正康	8番	石田英	9番	安里安
10番	又吉正弘	11番	石川	12番	大川昇
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	大宮城盛
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞	18番	中里幸
19番	武島行男	20番	仲村盛	21番	古波蔵清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋真徳	収入役	沢し安一
総務課長	松川正義	住民課長	仲村泰信	民生課長	当山全喜
経済課長	伊佐友誠	水道課長	國吉真義	財政課長	奥里将俊
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城光雄 書記 照屋毅・島袋真田・知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第26. 議案第30号, 宜野湾市敬 年金贈与条例の設定について  
日程第25. 諮問第4号, 宜野湾市納税奨励金交付規程について。  
日程第28. 議案第32号, 水道施設の取得及び売買契約について。  
日程第29. 議案第31号, 給水顧客の取得移管に伴う財産の取得について  
日程第4 . 議案第18号, 1965年度宜野湾市才入才出予算について。

議 長～出席15名であります。自治法の53条によりまして議会が成立致しました。依つて只今より本日の会議を開きます。(午前10時25分)

議 長～暫休憩致します。(午前10時26分)

議 長～暫休憩致します。(午前10時26分)

議 長～1番、12番、18番議員の出席を報告致します。

議 長～再開致します。(午前10時35分)

議 長～議案第30号宜野湾市敬ろう年金贈与条例の設定についてを上提致します。一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

助 役～説明致します。本議案の方は提案理由にも示してあります様に、ろう令者に対して敬ろうの意を表すると共に、ろう人福祉法の趣旨に基いて市として、ろう令者の方に愛の手を差し延べると云う意味において、ろう人福祉法を制定したいと思つて居りますが、従来本市においては、去年まで5回目の敬ろう会、市主催の敬ろう会を催して居つた訳であります。高令者の方を一堂に集めてもらつて居ると云うことも悪いことではございませんが、然し定期的に9月まではまだあつたこととございまして、又場所的にも、定期的に、そう云う関係からしましても、どうしても敬ろう会は、どつちかと云えば、もちたい事は山々だが何とかして、これに変わるような敬ろうの方法はないものか、そう云うふうにして今まで考えて来た訳でございまして、それに加えて、ろう人福祉協議会ですか。この方からもろう人福祉について、法は出来たものの実際の実施面については計画的に打ち出されていないから何とかして本土並にやつてもらいたいと云う要請もございまして、どうしても本市としまして従来やつて居りました敬ろう会も協会の方から敬ろうのあり方を改めた方が良くはないかと云う意見もあつて65年度からこの年金制度を制定してろう人福祉を圖つて見たいと云う趣旨の下に設定したいと思つて提案した訳でありますので、よろしく願ひいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前10時44分)

議 長～再開致します。(午前10時49分)

議 長～4番議員の出席を報告致します。

1 番～年金の額が5万となつておりますが、5万以内とした何か根拠が

議長～出席15名であります。自治法の53条によりまして議会が成立致しました。依つて只今より本日の会議を開きます。(午前10時25分)

議長～暫休憩致します。(午前10時26分)

議長～暫休憩致します。(午前10時26分)

議長～1番、12番、18番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前10時35分)

議長～議案第30号宜野湾市敬ろう年金贈与条例の設定についてを上提致します。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

助役～説明致します。本議案の方は提案理由にも示してあります様に、ろう令者に対して敬ろうの意を表すと共に、ろう人福祉法の趣旨に基いて市として、ろう令者の方に差の手を差し延べると云う意味において、ろう云う制度を制定したいと願っている訳であります。従来本市においては、去年まで5回目の敬ろう会、市主催の敬ろう会を催して居つた訳であります。高令者の方を一堂に会してもらふと云うことも良いことではございますが、然し時期的に9月まではまだあつたこととございまして、又場所的にも、時期的にも、そう云う関係からしまして、どうしても敬ろう会は、どつちかと云えば、もちたい事は山々だが何とかして、これに変わるような敬ろうの方法はないものか。そう云うふうにして今まで考えて来た訳でございまして、それに加えて今敬ろう人福祉協議会ですか。この方からもろう人福祉について、法は出来たものの実際の実施面については計画的に打ち出されていないから何とかして本土並びにやつてもらいたいと云う要請もございましてどうしても本市としまして従来やつて居りました敬ろう会も協会の方から敬ろうのあり方を改めた方が良くはないかと云う意見もあつて65年度からこの年金制度を制定してろう人福祉を圖つて見たいと云う趣旨の下に設定したいと願つて提案した訳でありますので、よろしくお願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前10時44分)

議長～再開致します。(午前10時49分)

議長～4番議員の出席を報告致します。

1番～年金の額が5万となつておりますが、5万以内とした何か根きよがあ

るか、更に現在本条例を施行した場合の適応年金受領者が何人いるか又向こう数年の予想額ですか、それについてお伺いします。

助 役～5番と云う算定については、別にこれと云う根拠はございませんがこの方は従来敬ろう会を催しておりました場合の何からしまして、大体1人当り約2～3\$程度やられておつたんじゃないかと思ひます。然しその場合は今の経費でありまして直接敬ろう者のほうの方と上げてない訳であります。そう云うことからしまして、予算の方ともならみ合せて、年5\$程度でも上げなければいけないんじゃないかと云う見解で5\$計上してありますが、この方は是非5\$でなければいけないんだと云うことではありません。それから例年の何からしましてと年約100名足らんじやないかと思ひます。

5 番～この贈与資格は、2条の租書きになつてゐるが、従つて9月15日現在で本市内に3ヶ月以上住所を有する者、これ1つが条件です。するといわゆる敬ろう年金を与えるには、只これだけの条件があればいわゆる与えることになる訳ですか。

助 役～条件としましては、年齢を条件としまして住所の方は付帯条件としてであります。

5 番～失礼しました。いわゆる80才以上で、いわゆる3ヶ月以上宜野湾市内に住所を有する方ですか。結局有資格者としての条件は、単に第2条に掲げられた項目だけあります。単純な条件でありますにもかかわらぬ、第5条に敬ろう年金贈与の決定は前条の申請に基き市長が決定すると云う非常に大げさな英文を掲げてありますが、9月15日現在において、3ヶ月以上本市に住所を有するか、有しないかの基準はどうして決定しますか。

助 役～この方は結局は住民登録票によつてやつて行きたいと思ひます。

5 番～丁度9月15日現在で、とにかく明らかにその住民登録票に記載、記録がもともになる訳ですか。記録がされてなくても（いや実は私は5月1日から宜野湾市に居るんだ）と記録されてなくてもです。そう云うふうには本人の申告があつた場合には、それに対してどうする積りか。それに対してどう云うふうな処置をしますか。住民登録はされてないんだが、本人が宜野湾市に実は5月1日から市に来ています。そして現在を現ににこうして居んでいます。と云う申告があつた場合にはどうしますか。

助 役～この方は結局は本人の何でございますのでこれは該当しません。

5 番～結局しないでしょう。あくまでも9月15日現在で3ヶ月以上宜野湾市にいたと云うことは、居たんじやなくて住所があつたと云うことは

るか、更に現在本条例を施行した場合の適応年金受領者が何人いるか又向こう数年の予想額ですか、それについてお伺いします。

助 役～5\$と云う算定については、別にこれと云う根きよはございませんがこの方は従来敬ろう会を催しておりました場合の何からしまして、大体1人当り約2～3\$程度やられておつたんじゃないかと思ひます。然しその場合は今の経費でありまして直接敬ろう者のろう令者の方には上げてない訳であります。そう云うことからしまして、予算の方ともにらみ合せて、年5\$程度でも上げなければいけないんじゃないかと云う見解で5\$計上してありますが、この方は是非5\$でなければいけないんだと云うことではありません。それから例年の何からしますと年約100名足らんじやないかと思ひます。

5 番～この贈与資格は、2条の但書きになつてゐるが、従つて9月15日現在で本市内に3ヶ月以上住所を有する者、これ1つが条件です。するといわゆる敬ろう年金を与えるには、只これだけの条件があればいいゆる与えることになる訳ですか。

助 役～条件としましては、年令を条件としまして住所の方は付帯条件としてであります。

5 番～失礼しました。いわゆる80才以上で、いわゆる3ヶ月以上宜野湾市内に住所を有する方ですか。結局有資格者としての条件は、単に第2条に掲げられた項目だけあります。単純な条件でありますにもかかわらず、第5条に敬ろう年金贈与の決定は前条の申請に基き市長が決定すると云う非常に大げさな条文を掲げてありますが、9月15日現在において、3ヶ月以上本市に住所を有するか、有しないかの基準はどうして決定しますか。

助 役～この方は結局は住民登録簿によつてやつて行きたいと思ひます。

5 番～丁度9月15日現在で、とにかく明らかにその住民登録票に記載。記録がもともになる訳ですか。記録がされてなくても（いや実は私は5月1日から宜野湾市に居るんだ）と記録されてなくてもです。そう云うふうら本人の申告があつた場合には、それに対してどうする積りか。それに対してどう云うふうら処置をしますか。住民登録はされてないんだが、本人が宜野湾市に実は5月1日から市に来ています。そして現在を現ににこうして住んでいます。と云う申告があつた場合にはどうしますか。

助 役～この方は結局は本人の何でございましてこれは該当しません。

5 番～結局しないでしょう。あくまでも9月15日現在で3ヶ月以上宜野湾市にいたと云うことは、居たんじやなくて住所があつたと云うことは

居たんじやなくて、住所があつたと云うことはその住民登録がずい一の根きよになる訳ですか。

助 役～はい、そうです。

5 番～そうであれば別に一々貝さえも忙しい市長さんに幾々このもの決定者  
を尋ねると云うのは何か他に意味がありますか。それは係がすぐ敢当者  
であるかないかは、或は課長あたりで直ぐ即決できる問題でありますか。

助 役～これは条文上、こう云うふうになつて居りますが、おつしやる通りに  
仕事そのものは係の方でやりませんが、然し市からの贈与でございます  
ので、市長権限にしてある訳です。

5 番～然しこれは第2条の条件さえ具備されて居れば、そしてこの条文によ  
る申請手続に依つて、申請すれば、自動的に敬う年金を支給した場合は  
ればいかな様な具備が、これは内容であります。結局は申請が市の仕事  
に審査の結果は、各課には審査され、時に別強いと分りた  
審得ないはずだが、申請の様式であります。その他の代理  
を認むるか、例えれば自治会長や自治会に頼んで  
うふうなものに依るその他の代理人でこの申請は受理  
てよいですか。

助 役～出来るだけ扶養義務者に御願したいと思つて居ります。結局扶養義  
務者も居ない場合には、同意者でもよいと、その同意者もない場合に  
にはその都落の自治会長の方に見ていただかなくちやいけないと思  
います。その方につきましては先程から申上げます通りに手続を  
のが申請のかつ好になる訳であります。後所の仕事として活  
行きたいと思ひます。

5 番～敬う年金はあくまでこれは他に代理人として申請出来るのは、扶養  
これを申請の場合に本以外に代理人は何かと云うことは、代理人の方  
務を具備して居れば申請も如所にも届けるかと思いますが、敬う年金  
を誰か良いと思ひますが、如所にも届けるかと思いますが、敬う年金  
ゆけることにちやんと書いておられるか、敬う年金の申請書は、  
祝儀し、と云つた様な文が条件を具備しているかどうか  
だけるにその申請書が条件を具備しているかどうか  
はあるんですか。

居たんじやなくて、住所があつたと云うことはその住民登録がずい一の根きよになる訳ですか。

助 役～はい、そうです。

5 番～そうであれば別に一々只さえも忙しい市長さんに業々このものの決定を諮ると云うのは何か他に意味がありますか。それは係がすぐ該当者であるかないかは、或は課長あたりで直々即決できる問題でありますか。

助 役～これは条文上、こう云うふうになつて居りますが、おつしやる通りに仕事そのものは係の方でやりますが、然し市からの贈与でございますので、市長権限にしてある訳です。

5 番～然しこれは第2条の条件さえ具備されて居れば、そしてこの条文による申請手続に依つて、申請すれば、自動的に敬ろう年金を支給しなければいけない様なこれは内容であります。結局は申請があつた場合には条件は具備しているか否かを審査するだけですが市の仕事である。審査の結果の条件が具備されている時には、別に強いてそこにはあり得ないはずだが、各課には権限はない訳ですか。それじや分りました。そこでその場合の申請の様式ですが、その他の代理人は出来なう訳ですか。例えば自治会長とか。そう云う役所へのいんなう云うふうなもの依頼方は自治会長に頼んでやるのが相当あると思つて居りますが、いわゆるその他の代理人ではこの申請は受理されないと解してよいですか。

助 役～出来るだけ扶養義務者に御願したいと思つて居ります。結局扶養義務者も居ない場合には、同意者でもよいと、その同意者もない場合にはその郷落の自治会長の方に見ていただかなかちやいけないと思つて居ります。その方につきましては先程から申上げます通りに手続きそのものが申請のかつ好になる訳であります。役所の仕事として活用して行きたいと思つて居ります。

5 番～敬ろう年金はあくまでこれはここに書かれている通りであります。これを申請の場合に本人以外が代理人として申請出来るのは、扶養義務者で同意者、それだけに限つたのは何か意味がありますか。只条件を具備して居れば申請書も役所に届けると云うことは代理人であれば誰でも良いと思つて居りますが、如何にも難かしいことを年寄の方に笑に難かしいこと強いている様な印を感ぜますが、敬ろうの方を長を祝ふことにちやんと書いてあります様に、福し増進。敬ろうと長を祝ふと云つた様な文がくなくんじやないですが、只申請書を出すだけにそしてその申請書が条件を具備しているかどうかは役所に資料はあるんですか。



助 殺～これは条件は結局は申請者がどうであるか云うふうなことで条件が決ま  
 まつていないかと思ひます。それで先から申上げます様にこの  
 の何を限定してありますのは、法体系からして結局は扶養義務者と云  
 うふうにしてある限で先から申上げますように、そう云う何が該当  
 がない場合には自治会長さんあたりが面倒を見なければい  
 じやないかと思ひます。

助 役～これは条件は結局は申請者がどうであると云うふうなことで条件が決ま  
まっているんじゃないかと思ひます。それで先から申上げます様にこの  
の何を限定してありますのは、法体系からして結局は扶養義務者と云  
うふうにしてある訳で先から申上げますように、そう云う何が該当者  
がない場合には自治会長さんあたりが面倒を見なければいかな  
いんじゃないかと思ひます。

5 番～第4条の本人が申請するものは良いのですが、それ以外に代理人の範圍を扶養義務者で餘も同居者に限つたのは他に意味はありませんが、そういう限定、この条文にしたのは、

助 役～この方はですね、代理人ということになれば受領権までも何して来ますので、結局は扶養義務者であつても先ず第1に同居人になつてくるのが意味でありまして、同居人だけという何ではございません。

5 番～仮りにこの申請書をこの条文に書かれている以外のこれに属しない人、仮りに自治会長がですね、申請書の提出をいわゆる向こうから頼まれて役所に持つて来た場合には受領して戴けますか。

助 役～それは扶養義務者があつてですね、自治会長が代理人になるということは法体系からして一寸まずいんじゃないかと思ひます。

5 番～何故まずいんですか。

助 役～結局は受取代理人ということになりますので、

5 番～受取り代理人ですか、いやいや敬ぶ年金をこの条文に従つて自分もこれをもらふ資格者である、もらいたいからその申請書を提出することを依頼したんですよ、出したからといつて何も。

助 役～申請書と申しますのは、その代理申請であるのかですね、申請書をもつて来る人であるのかどうか。

5 番～申請書はですね、当然本人の名前が書かれる訳です、だから当然申請人は本人或は又その申請人に代つて代理人として申請する場合もあるかも知れませんが、私がいうのは書類を役所にもつて来る場合ですよ。

助 役～それは出来ますよ、この場合は代理申請のことですね。

5 番～申請が代理の場合ですか、はい分りました。

3 番～先提案理由の説明の中に従来やつて居りました年寄りの日に敬ぶ会を催しておりました、それに代るべき敬ぶ年金を支給するんだと、こういう説明でありましたが、従来やつて年寄りの人から相当喜ばれておりました所のあの一堂に年寄りの方をお招きして将来の長寿を皆で祝つてやるという様な催しをやめて年額5萬の年金制度に代えるということですね。

助 役～そういう意味ではございません。元も申上げましたのは従来そういうことをやつていたんだが、この方は小範圍の地域であれば、ともかくだ。

5 番～第4条の本人が申請するものは良いんですが、それ以外に代理人の範囲を扶養義務者で然も同居者に限つたのは他に意味はありませんか  
そういう限定。この条文にしたのは。

助 役～この方はですね、代理人ということになれば受領権までも何して来ますので、結局は扶養義務者であつても先ず第1に同居人になつてくるのが意味でありまして、同居人だけという何ではございません。

5 番～仮りにこの申請書をこの条文に書かれている以外のこれに属しない人仮りに自治会長がですね。申請書の提出をいわゆる向こうから頼まれて役所に持つて来た場合には受領して載けますか。

助 役～それは扶養義務者があつてですね、自治会長が代理人になるということとは法体系からして一寸まずいんじゃないかと思ひます。

5 番～何故まずいんですか。

助 役～結局は受取代理人ということになりますので、

5 番～受取り代理人ですか。いやいや敬どう年金をこの条文に従つて自分もこれをもろ資格者である。もらいたいからその申請書を提出することを依頼したんですよ。出したからといつて何も。

助 役～申請書と申しますのは、その代理申請であるのかですね。申請書をもつて来る人であるのかどうか。

5 番～申請書はですね。当然本人の名前が書かれる訳です。だから当然申請人は本人或は又その申請人に代つて代理人として申請する場合もあるかも知れませんが、私がいうのは書類を役所にもつて来る場合ですよ

助 役～それは出来ますよ。この場合は代理申請のことですね。

5 番～申請が代理の場合ですか。はい分りました。

3 番～先提案理由の説明の中に従来やつて居りました年寄りの日に敬どう会を催しておりました。それに代るべき敬どう年金を支給するんだと、こういう説明でありましたが、従来やつて年寄りの人から相当喜ばれておりました所のあの一堂に年寄りの方をお招きして将来の長寿を皆で祝つてやるという様な催しをやめて年額5万の年金制度に代えるということですね。

助 役～そういう意味ではございません。先も申し上げましたのは従来そういうことをやつていたんだが、この方は小範囲の地域であれば、ともかくだ

が市一円ということになつた場合にはもち論いらつしやつて載られる方に於いてはそれになる訳でございますが、いらつしやつて載ける方は半分にも足りない方である。それからその半分以上の方はどういふふうによつていくべきかということからした場合には又先申上げました敬<sup>ぶ</sup>う会のあり方からして敬<sup>ぶ</sup>う会のあり方からして、一堂に<sup>かた</sup>あつてもらうと又9月5日といえば暑い盛りであると、それからした場合には小地域においてはともかくだが、市一円となるといふ敬<sup>ぶ</sup>う会をもつということとはもつたことはもつたんですが、然し後から何とか良い方法はないもんかということを考えて来た訳であります。あれに代つてこれをやつたということになしに先も申上げました様に<sup>かた</sup>ぶう人福し法というものは制定されているんだが、只制定されただけでまだ社会的にそういうふうなことがなされていないと、それの一環としてでもこれを制定したいという訳で先申上げました様に敬<sup>ぶ</sup>う会を廃止して、これをするという意味ではございません。

3 番～じやこの趣旨はよく分かりましたが、従来やつておられる敬<sup>ぶ</sup>う会は今後続行される訳りですか、それともこれに代るべきものでないといわれるんだが、予算措置はとられているというふうに見受けられますが、今年もやられますか。

助 役～今年の方は別に予算措置はされておりません。

3 番～されてないですか、今年はいわゆる計画はない訳ですね。

助 役～実施の計画については、本年も持つかどうか、予算はとつてないんですが、先から申上げます様に直ぐこれを従来もたれておつたのが廃止して良いかどうかということについては今後の問題として研究して見たいと思います。

3 番～元の説明の中には従来敬<sup>ぶ</sup>う会自体とは関係なくして新しくこれは善し法に基いて制定なされたと思うんですが、実質上はあれに代るべきものとしてこれに代えようというお考えであるのか、予算措置がなければ、やられる意志は今後の問題だといわれておりますが、予算がなければ出来ないという事になる訳ですが、それからいへば結局あれに代るべきものとして解しやくしてよろしいですか。

助 役～制度そのものは代るべきものではないんですが、先から申上げる様に敬<sup>ぶ</sup>う会のもち方については今後研究したい。

3 番～もちかたですね。

4 番～ぶう人の範囲について御説明願います。法的な面から考慮するぶう人の定義ですね。

が市一円ということになつた場合にはもち論いらつしやつて載られる方に於いてはそういうことになる訳でございしますが、いらつしやつて載ける方は半分にも足りない方である。それからその半分以上の方はどういふふうによつていくべきかということからした場合には又先申上げました敬どう会のあり方からして敬どう会のあり方からして、一堂に会してもらつと又9月15日といへば暑い盛りであると、それからした場合には小地域においてはともかくだが、市一円となるといふ敬どう会をもつということとはもつたことはもつたんですが、然しもつて後から何とか良い方法はないもんかということを考えて来た訳であります。あれに代つてこれをやつたということでは先に先も申上げました様にどう人福祉法というものは制定されているんだが、只制定されただけでまだ社会的にそういうふうなことがなされてないと、それの一環としてでもこれを制定したいという訳で先申上げました様に敬どう会を廃止して、これをするという意味ではございせん。

3 番～じやこの趣旨はよく分りましたが、従来やつておられる敬どう会は今後続行される積りですか。それともこれに代るべきものでないといわれるんだが、予算措置はとられているというふうに見受けられますが、今年もやられますか。

助 役～今年の方は別に予算措置はされておられません。

3 番～されてないですか。今年はいわゆる計画はない訳ですね。

助 役～実施の計画については、本年も持つかどうか、予算はとつてないんですが、先から申上げます様に直ぐこれを従来もたれておつたのが廃止して良いかどうかということについては今後の問題として研究して見たいと思います。

3 番～先の説明の中には従来敬どう会自体とは関係なくして新しくこれは福祉法に基いて制定なされたと思うんですが、實質上はあれに代るべきものとしてこれに代えようというお考えであるのか、予算措置がなければ、やられる意志は今後の問題だといわれておりますが、予算がなければ出来ないという事になる訳ですが、それからいへば結局あれに代るべきものとして解しやくしてよろしいですか。

助 役～制度そのものは代るべきものではないんですが、先から申上げる様に敬どう会のもち方については今後研究したい。

3 番～もちかたですね。

4 番～どう人の範囲について御説明願います。法的な面から考慮するどう人の定義ですね。

181

助 役～~~と~~ <sup>老</sup>人というのは説~~で~~で字の通りであると思っておりますが、市の方では諸説の事情からしまして、80才以上というふうに記しております。

4 番～~~と~~ <sup>老</sup>人というのはもち論説んで字の通りであります。然しその範囲というのがはつきり根拠がなくちやいけないと思えます。本市においては80才を限界にしてありますが。

助 役～ちがいます。本市において80を限界という訳ではなくして、本市のこの~~教~~ <sup>老</sup>年金制度においては80以上ということになっておる訳です。

4 番～~~と~~ <sup>老</sup>人というのは普通中年人から考えたら現代において、どの程度が~~と~~ <sup>老</sup>人の範囲であるかどうかです。ね、例えば~~と~~ <sup>老</sup>人年金ですか~~と~~ <sup>老</sup>令年金ですか、そういうものに該当する年齢は何才以上であるかです。ね。

助 役～それは何才以上と定~~め~~づける訳にはいけないんじゃないかと思えますが、この制度そのものについては本市においては80才以上が適当ではないか~~と~~ <sup>老</sup>い~~う~~こと~~で~~提案してある訳です。又他の市町村の何からしまして~~も~~年金制度の採用されておるのは~~と~~ <sup>老</sup>市町村でございますが、然し~~と~~ <sup>老</sup>会とかそういうふうなもちかたもやられておりますので、そういうことからした場合には各々の市町村において年金令の取り決めの方が違つておる様でございます。年金制度を採用している所においてはほとんどの市町村が80才を採用しております。

16 番～1番最後の2の条項でございますが、この条例の制定に當つて、この条例が何か規則、規程等とちやにした様な条例の制定のような感じを受けますが、2の条項で(この条例の定めるものを除く他条例に關し必要な事項は市長が定める)となつております。普通条例は議会の議決が必要でございまして、(条例事項に必要な事項は市長が定める)ならこれは条例の制定上當ると思ふんです。その見解について説明願います。

助 役～御指摘の通りだと思います。この条項につきましては条例の施行というふうな何でなければいけないと思えます。この方は御指摘していただいておりますが、そういうふうになりたいと思えます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時13分)

議 長～再開いたします。(午前11時25分)

4 番～助役さんにお伺いいたします。市内の各都~~府~~の自治会において~~と~~ <sup>老</sup>会が盛んになされておりますが、自主的な行事であるし自主的な催し

助 役～どう人というのは読んで字の通りであると思っておりますが、市の方では諸般の事情からしまして、80才以上というふうに記しております。

4 番～どう人というのはもち論読んで字の通りであります。然しその範囲というのがはつきり根拠がなくちやいけないと思います。本市においては80才を限界にしてありますが。

助 役～ちがいます。本市において80を限界という訳ではなくして、本市のこの敬どう年金制度においては80以上ということになつておる訳です。

4 番～どう人というのは普通中年人から考えたら現代において、どの程度がどう人の範囲であるかどうかですね、例えばどう人年金ですかどう令年金ですか、そういったものに該当する年齢は何才以上であるかですね。

助 役～それは何才以上と定義づける訳にはいけないんじゃないかと思いますが、この制度そのものについては本市においては80才以上が適当ではないかというところで提案してある訳です。又他の市町村の何からしまして年金制度の採用されておるのは3ヶ市町村でございますが、然し敬どう会とかそういうふうなもちかたもやられておりますので、そういうことからした場合には各々の市町村において年金令の取り決めの方が違つておる様でございます。年金制度を採用している所においてはほとんどの市町村が80才を採用しております。

16番～1番最後の2の条項でございますが、この条例の制定に当つて、この条例が何か規則、規程等とごちやにした様な条例の制定のような感じを受けますが、2の条項で（この条例の定めるものを除く他条例に関し必要な事項は市長が定める）となつております。普通条例は議会の議決が必要でございますが、（条例事項に必要な事項は市長が定める）ならこれは条例の制定上當ると思うんです。その見解について説明願います。

助 役～御指摘の通りだと思います。この条項につきましては条例の施行というふうな何でなければいけないと思います。この方は御指適していただざいてありますが、そういうふうにしたしたいと思います。

議 長～暫休憩いたします。（午前11時13分）

議 長～再開いたします。（午前11時25分）

4 番～助役さんにお伺いいたします。市内の各部落の自治会において敬どう会が盛んになされておりますが、自主的な行事であるし自主的な催し



でありますので、それについては別に問題はないんですが、あの  
～老人福祉行政を執行する面において、各自自治会において年令がまちま  
ちであります。今後の老人福祉行政を執行する上において、まち  
まちで良いかどうか或は或る程度指導助言して統一した方がよいんじ  
やないかとの感じも受けますが、それについてお伺いします。どうい  
うお考えであるか。

助 後～それにつきましては、先から申し上げます通り各自自治会の自主性にま  
まつより外はないんじゃないかと思えます。と申し上げますのは先から  
～申し上げます様に老人の年令の制限については一寸各団体によつて違  
つて来るんじゃないか、違つて来る事情が又出て来るんじゃないかと  
そつちの見解からしまして是非こうじゃないかということ  
は一寸市としても打出せないんじゃないかと思えます。

議 長～他になければはなして進めたいと思います。

議 長～大対質疑もつきたようではありますが、本案に対する質疑を打切ること  
～に御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

16番～結論から申し上げますと原案に賛成でございます。理由は提案の理由に  
～もありません。長寿者を祝福して今後の福祉増進を図りたいという  
理由でございますが、一つ要望を申し上げます。一応条例制定に当たり  
しては規則細則というのがあつて条例というのがあるべきだと、そつ  
ちうふうに考えます。今の場合立前から申しますと条例制定に當つて  
資料として規則細則を出して置くのが当然じゃないかと思つたので  
まだ規則細則が出来ていません。ぜひ早目にそれを併せてこの  
条例が十二分に効果ある様にやつていただきたいことを申し上げて  
原案に賛成いたします。

議 長～外にありませんか、なければはなして討論を打ち切りたいと思つて  
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では議案第30号、豊野湾市老人年金の決定についてを表決に付し  
ます。  
～原案に御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

でありますので、それについては別に問題はないんですが、あの敬  
う人福し行政を執行する面において、各自治会において年令がまちま  
ちであります、今後のどう人福し行政を執行する上において、まち  
まちで良いかどうか或は或る程度指導助言して統一した方が良いんじ  
やないかとの感じも受けますが、それについてお伺いします。どうい  
うお考えであるか。

助 役～それにつきましては、先から申し上げます通り各自治会の自主性にあ  
まつより外はないんじゃないかと思ひます。と申し上げますのは先から  
申し上げます様にどう人の年令の制限については一寸各団体によつて違  
つて来るんじゃないか。違つて来る事情が又出て来るんじゃないかと  
そういう見解からしまして是非こうじゃなければいけないということ  
は一寸市としても打出せないんじゃないかと思ひます。

議 長～他になければ進行いたします。

議 長～大対質疑もつきたようであります、本案に対する質疑を打切ること  
に御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

16番～結論から申し上げますと原案に賛成でございます。理由は提案の理由に  
もあります通り、長寿者を祝福して今後の福祉増進を図りたいという  
理由でございますが、1つ要望を申し上げます。一応条例制定に当りま  
しては規則細則というのがあつて条例というのがあるべきだと、そう  
いうふうに考えます。今の場合立前から申しますと条例制定に当つて  
資料として規則細則を出して載くのが当然じゃないかと思ひますので  
まだ規則細則が出来ていませんので早目にそれを作つてこの  
条例が十二分に効果ある様にやつていただきたいことを申し上げまして  
原案に賛成いたします。

議 長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思ひますが。  
( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では議案第30号、宜野湾市どう人年金の設定についてを表決に付し  
ます。

原案に御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議長～御異議がございませんので原案通り可決決定いたします。

議長～諮問第4号、宜野湾市納税奨励金交付規程についてを上程いたします  
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案につきましては全体協議会の方でも大分話し合いがもたれた様で  
ありますが、早速質疑に移りたいと思います。

議員～

議長～

(発言者不明)

議長～

議長～

議員～

議長～

議長～

議長～

議長～

(発言者不明)

議 長～御異議がございませんので原案通り可決決定いたします。

議 長～諮問第4号，宜野湾市納税奨励金交付規程についてを上程いたします  
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案につきましては全体協議会の方でも大分話し合いがもたれた様で  
ありますが、早速質疑に移りたいと思います。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本案の趣旨につきましては、未びの提案の理由に書いてありますのでそれによつて御了承願つて前他のことについては御質疑にお答えしたいと思つております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時30分)

議 長～再開いたします。(午前11時32分)

15番～市長にお伺いしますが、80%以上の完納した場合の奨励金というふうになると思いますが、仮りにその85%以上ということになるとその対照になる数ですれ大位どの位見積つていますか。

市 長～現在ですれ。(はいと呼ぶ)

15番～これを実施することによつてですれ、今後どの位の成績が上るといふ見通しをつけておられますか。

市 長～今の御質問はその規程を適用して交付金を上げた場合に各部署の成績が85%以上がどれ位であるかという事ですれ。

15番～はい

市 長～これはこれからの努力によつて、その成績が上ると思ふんですが、過半数以上の部署がそれ以上にもつて行くように努力したいところ思つております。

15番～しからばその20区ある各区が完全に85%以上完納した場合にその規程を適用すると、どの位の金額になりますか。

市 長～今の御質問は全部署が交付金をもらうとする場合にその額はいくらになるかという事ですれ。これは今の所全部満点になつた場合の質問ですれ。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時41分)

議 長～再開いたします。(午前11時42分)

3番～交付金の規程を作る意志があるかどうかですれ。只市民税だけ、市税だけの交付金制度を作つても残りの税の集りが悪くという事になれば結局何もならんじやないかと思つておりますのでありますが、教育委員会の

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本案の趣旨につきましては、未びの提案の理由に書いてありますのでそれによつて御了承願つて尚他のことについては御質疑にお答えしたいと思つております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時30分)

議 長～再開いたします。(午前11時32分)

15番～市長にお伺いしますが、80%以上の完納納した場合の奨励金というふうになると思いますが、仮りにその85%以上ということになるとその対照になる数ですね大体どの位見積つていますか。

市 長～現在ですね。(はいと呼ぶ)

15番～これを実施することによつてですね。今後どの位の成績が上るといふ見越しをつけておりますか。

市 長～今の御質問はその規程を適用して交付金を上げた場合に各部落の成績が85%以上がどれ位であるかという事ですね。

15番～はい

市 長～これはこれからの努力によつて、その成績が上ると思うんですが、過半数以上の部落がそれ以上にもつて行くように努力したいところ思つております。

15番～しからばその20区ある各区が完全に85%以上完納した場合にその規程を適用すると、どの位の金額になりますか。

市 長～今の何は全部落が交付金をもらおうとする場合にその額はいくらになるかという事ですね。これは今の所全部満点になつた場合の質問ですね

議 長～暫休憩いたします。(午前11時41分)

議 長～再開いたします。(午前11時42分)

3番～交付金の規程を作る意志があるかどうかですね。只市民税だけ、市税だけの交付金制度を作つても残りの税の集りが悪くという事になれば結局何もならんじやないかと思つておりますが、教育委員会の

方でもそういう奨励金交付規程を準備しておるかどうかですね。これについてお伺いします。

市長～今の所教育委員会としては、そういう規程は作ってありません。この規程によつて市税も教育税も同時に納税の総額をアップして成績が上がるんじゃないかと思ひます。どうしても別々の規程で又別々に規程しなければならぬという事があれば次回に伺いたい。一応今の所はまだ準備はしてありません。

3番～一応税体系上そうなつた場合には教育税とは別個になりますが、もしもこの条例を適用するとしたら教育税まで適用するというような事をうたわんといかんじやないかと思ひますが、その点教育税の事を考えた事はございせんですか。

市長～この交付金の規程は教育税にまで及ぼすかという意味ですね。

3番～そうです。

市長～これは市税にという何がありますね。市税に対するという。

3番～しかし結局そうなつた場合には市税に対しては奨励金制度がありまして非常に成績はある程度良くなるんじゃないかという予想。そういう制度を作ると良くなると思ひますが、結局教育税の方はそういうふうにして何もないので、教育税は我々は後で納めても良い是非奨励金のあるものから早く調達して出しなさいという事も考えられる訳ですが、その点についてその適用規程まで決められるかどうかと、まだそこまでの意志はないという事ですね。

市長～この規程は市税に対する規程であります。それから教育税に対しては毎年一回教育税納税期というのを実施して、そして大要成績のよかつた所を表しようとするようにしております。市税にはそういう表しようというところと共進会の場合にやるだけで全りゆるの表しようの規程は作つておりませんが、全りゆるの市町村会では表しようするようになっております。今の3番さんの意見で市税はこれで向上するんだが、それがないからといつて教育税が納まらないような事でも起こるようなこととすれば併行してあれもこういうふうな規程が必要だところ思つております。今の所この規程は準備してありません。

3番～しかし今会計年度は教育税というのは独立制になつておる訳ですが、徴収権者が市長である又納税者も同じような市民でありますので、これをどうにかして教育税まで結び付けて同じ集める税は一つでありますので納税者も一つでありますので、それがどうして適用出来る方法はないか。その点お聞かせ願ひます。

方でもそういう奨励金交付規程を準備しておくかどうかですね。これについてお伺いします。

市長～今の所教育委員会としては、そういう規程は作ってありません。この規程によつて市税も教育税も同時に納税の総額をアップして成績が上がるんじゃないかと思ひます。どうしても別々の規程で又別々に規程しなければならぬという事があれば次回に回したい。一応今の所はまだ準備はしてありません。

3番～一応税体系上そんなつた場合には教育税とは別個になりますが、もしもこの条例を適用するとしたら教育税まで適用するというような事をうたわんといかんじやないかと思ひますが、その点教育税の事を考えた事はございせんですか。

市長～この交付金の規程は教育税にまで及ばすかという意味ですね。

3番～そうです。

市長～これは市税にという何がありますね。市税に対するという。

3番～しかし結局そんなつた場合には市税に対しては奨励金制度がありまして非常に成績はある程度良くなるんじゃないかという予想。そういう制度を作くと良くなると思ひますが、結局教育税の方はそういうふうにして何もないので、教育税は我々は後で納めても良い是非奨励金のあるものから早く調達して出ささいという事も考えられる訳ですが、その点についてその適用規程まで決められるかどうかと、まだそこまでの意志はないという事ですね。

市長～この規程は市税に対する規程であります。それから教育税に対しては毎年1回教育税納税運動というのを実施して、そして大変成績のよかつた所を表しようするようにしております。市税にはそういう表しようという共進会の場合にやるだけで全りゆるの表しようの規程は作っておりませんが、全りゆるの市町村会では表しようするようにしております。今の3番さんの意見で市税はこれで向上するんだが、それがなからといぢつて教育税が納まらないような事でも起こるようなこととすれば併行してあれもこういうふうな規程が必要だところ思つております。今の所この規程は準備してありません。

3番～しかし今会計年度は教育税というのは独立的になつておる訳ですが、徴収権者が市長である又納税者も同じような市民でありますので、これをどうにかして教育税まで結び付けて同じ集める税は1つでありますので納税者も1つでありますので、それがどうして適用出来る方法はないか。その点お聞かせ願ひます。





市長～先きに16番さんからの質問にもありましたように教育税にしる、それから市税にしる徴収の責任は市長にあります。その関係で徴収という事について責任を負わされておりますので、どうしても同様に当るのが立前ではありますが、問題は今ちようどこれを2つの法人が別々に課税して非常に市長が又市町村長が徴収の権限を与えると、どうも行政上うるさい所があるんですがそれを1本化しようというのが今の市町村長会の意見で政府で今検討されつつある所であります。これももし1本化されるようであれば、これ1つで結構いけるようになるんじゃないかと、こう思う訳であります。これが1本化できるかどうかは問題であります。今の御意見のようにもし市税はこれで上げるんだがあれがどうしてもうまくいかんという事になると又別にあれを作るか或は又これを適用していつしよに含めての成績を挙げるようにするかということは研究したいと思えます。

10番～この規程の中には締め切りの日時がない訳です。それと奨励金の交付については後期の方が1月から6月までとなつておるし、それから10条においては自治会長は6月30日までに提出しなければならないとされておりますが、その期間ですね。実際その納税そのものにおいては6月前になつておるんだが自治会長は30日までに提出しなければならないというふうになつておるが、その間調整、そういったものが出るかどうか。そこを御説明願いたいと思つております。

市長～それぞについては提出された資料、もし6月までの課税の資料は前年度の前に提出されたもので分るんですが、6月にははつきりしたものが出る訳ですね。その場合には調整出来る訳です。今おつしやるのは何ですか、提出は1月から6月までの後期分ですね。これに対するその納税義務者の実績はどれでおさえるか、新しく教育委員会に出るものでおさえるか又前に出したものでおさえるかという御質問ですか。

10番～全般のお話しからするとこの10条はこの奨励金との関係なしの納税義務者の名簿の提出だけになる訳ですか。前年度の

市長～はい出来るだけ納税義務者をはつきりするための資料ですね。

議長～暫休憩いたします。(午前11時47分)

議長～再開いたします。(午前11時48分)

10番～次の3条にカッ1単位として班単位として現在分けられておりますが、その班単位は戸数は大体どの程度目標とされておられますか。それと実際ここに班単位の数字が出ておりますが、各行政区においては人口の増減によつて班を構成し、そういうものが多々起きると思えますが、それについてこの規則の中で例えば何区以上を単位とすると

か、そういうものが便利じゃないかどうか、その辺の所お聞かせ願います。

市長～班の編成についてはその自治会の独自の立場で編成されておりますので、おつしやるように区によつて班の戸数も大きな所も少ない所もその差はあると思います。只この場合にはこれを必ず同数にしなければならぬという必要はないんじゃないかと思ひます。何故かと申しますと地理的關係や或はつながりの關係で班の数を自主的に決められております。それで奨励においては部落全体としての成績はかんばしくないのであるが特にその部落にそういう班があるならば、これはそういう理由だといふので小さい班でも、大きな班でも成績が良い所は部落全体としては表しようには値いしないが、班としては成績が良いのでこれを表しようとした方が最もふさわしいんじゃないかと云うのでこういうふうな。

10番～これは分つておりますが、私の質問は現在こういう数字が表われておるんですが各区におきましては、人口の増減によつて班の編成が行われる場合には、この数字が違ふ場合がある訳です。そういう場合にはいわゆるむつかしい区においては、むつかしい点が生ずるのでこの規程においては1個班何戸というふうにやつて行けば、その人口、そういうものによつても各部落のおのずから人口が増せば班も多くなる。減れば小さくなるというふうにおのずから規程において決められて行く訳ですが現在の所数字を明確にした場合には今後運営上むつかしくなるんじゃないかというふうな。

市長～条例や規程をひん繁に改正するのは適当じゃないかと思ひますけれども、これは然しばく然としておいても何だから規程としては現在の所これだけの班がありますので、これでおさえて班の成績を上げるように、先つきのお話のように人口が増えて今まで11班までしかなかったのが12班になり、13班になつた場合にはその都度その事を増すようにこの規程を改めて行く外はないんじゃないかと、こう思つております。これを全然何個班という何がないといふと出しきれんような者だけ集つてしまつて班の数でも増えた場合には具々悪い事になりますので、一応この数字でもつて今回は成績の査定はする様になっております。

7番～納税の滞納額は調定になつておりますか、それはその年度分のですか又過年度分の滞納繰越も含まれておりますか、それとも個人だけか法人だけかお伺いします。

市長～それがらしますと全部一語になつております。部落の人達住民で法人は今ないようであります。

か、そういうものが便利じゃないかどうか。その辺の所お聞かせ願います。

市長～班の編成についてはその自治会の独自の立場で編成されておりますので、おつしやるように区によつて班の戸数も大きな所も少ない所もその差はあると思います。只この場合にはこれを必ず同数にしなければならぬという必要はないんじゃないかと思ひます。何故かと申しますと地理的關係や或はつながりの關係で班の数を自主的に決められております。それで奨励においては部落全体としての成績はかんばしくないんだが特にその部落にそういう班があるならば、これはそういう理由だといふので小さい班でも、大きな班でも成績が良い所は部落全体としては表しようには値いしないが、班としては成績が良いのでこれを表しようとした方が最もふさわしいんじゃないかと願うのでこういうふうな。

10番～これは分つておりますがですね。私の質問は現在こういう数字が表われておるんですが各区におきましては、人口の増減によつて班の編成が行われる場合には、この数字が違ふ場合がある訳です。そういう場合にはいわゆるむつかしい区においては、むつかしい点が生ずるのでこの規程においては1個班何戸というふうにやつて行けばですね。その人口そういうものによつても各部落おのずから人口が増せば班も多くなる。減れば小さくなるというふうにおのずから規定において決められて行く訳ですが現在の所数字を明確にした場合には今後運営上むつかしくなるんじゃないかというふうな。

市長～条例や規程をひん繁に改正するのは適當じゃないかと思ひますけれども、これは然しばく然としておいても何だから規程としては現在の所これだけの班がありますので、これでおさえて班の成績を上げるように、先つきのお話のように人口が増えて今まで11班までしかなかつたのが12班になり、13班になつた場合にはその都度その事を増すようにこの規程を改めて行く外はないんじゃないかと、こう思つております。これを全然何個班という何がないといふと出しきれんような者だけ集つてしまつて班の数でも増えた場合には具々悪い事になりますので、一応この数字でもつて今回は成績の査定はする様になつております。

7番～納税の滞納額は調定になつていますか。それはその年度分のですか又過年度分の滞納繰越も含まれていますか。それとも個人だけか法人だけかお伺いします。

市長～それからしますと全部一語になつております。部落の人達住民で法人は今ないようであります。

事務課長～補正申し上げます。税金の徴収が遅くやるといふ段階で見ますと、規程そのものは原則的には現年度というふうな結果になつて来ると思ひます。しかし現在の状態からいたしますと、一応滞納繰越の分もまだ予算には相当計上されるというふうな現状でございますが、規程の実際は現年度だと又結果的にも100%徴収というのが将来出て来た場合には現年度の分しか徴収する滞納額もないというふうな事になりますので、規程の本旨は現年度と然し現状においては今申上げましたような状態でありまして、この点も一応考慮するというふうな意味でございます。

11番～奨励金は考え方によつていく通りもなつて来ますけれども、この場合には最悪の奨励金だと考えております。と申し上げますのは普通税金と申上げますと奨励金をやるから納める。やらないから納めないという事ではないと思ひます。市長さんにお聞きしますけれども、この税の納まらない部族に足を運ばれてどういふ所に大きな欠かがあるかという事を一応話合いなされた事があるかどうかお伺いします。

市長～今の御質問は成績の悪い部族に行つてどういふ所に原因があつて納まらないかという事を話し合ひした事があるかという質問であります。既納した家を買つて私がなぜそれがうまく納まつていないかを調査した事は私自身ではやつておりませんが職員の方で買つて、それを調査しておりますがいろいろ一通りではないようであります。中には最も困るのはすでにここに義務者が転じておらないで、その方でも納ましているという事も聞いておりますが、特に都市地区になりますとそういう所はその行政を担当する部族の方々が非常に手をやいてその部族の成績まで影響して部族全体としての成績が悪化しているという事は聞いております。

11番～只今の市長さんのお話では納まらない所は転出と即ち住所が分らないという事を申上げておりますけれども、私はこれより以外にもつと大きな問題があると思ひます。調査の結果をもうちよと具体的に御説明願ひます。大きな原因があると思ひます。事なる転出住所が分らないという事じやなくて、もつと滞納者の方に大きな問題があるんじゃないか、その辺をもう少し具体的に御説明願ひます。

市長～今徴税員が買つて何日まで延期してくれとか、そういうのを私も前々で聞いた事がありますが、その納める事の出来ない理由なんか帳簿に書かれたのを見たんですが、これは個々の滞納義務者によつて事情は違ひますので、只私のいえるのは普天間の2区とか或はよそからの来たり出たりするよふな転入転出のはげしい所は先づき申上げた様に全般的なその部族としての納税の成績が悪くなる原因はさらに大きいという事を聞いておりますので、その点加えておきます。個々の理由につ

総務課長～補足申し上げます。税金の徴収が班でやるという段階で見ますと、規程そのものは原則的には現年度というふうな結果になつて来ると思いますが。しかし現在の状態からいたしますと、一応滞納繰越の分もまだ予算には相当計上されるというふうな現状でございますが、規程の実施は現年度だと又結果的にも100%徴税というのが将来出て来た場合には現年度の分しか徴収する滞納額もないというふうな事になりますので、規程の本旨は現年度と然し現状においては今申上げましたような状態でありまして、この点も一応考慮するというふうな意味でございます。

11番～奨励金は考え方によつていく通りもなつて来ますけれども、この場合には最悪の奨励金だと考えております。と申し上げますのは普通税金と申し上げますと奨励金をやるから納める。やらないから納めないという事ではないと思ひます。市長さんにお聞きしますけれども、この税の納まらない部落に足を運ばれてきてどういふ所に大きな欠かがあるかという事を一応話合いなさつた事があるかどうかお伺いします。

市長～今の御質問は成績の悪い部落に行つてどういふ所に原因があつて納まらないかという事を話し合つた事があるかという質問であります。滞納した家を回つて私がなぜそれがうまく納まつていないかを調査した事は私自身ではやつておりませんが職員の方で回つて、それを調査しておりますがいろいろ一通りではないようであります。中には最も困るのはすでにここに義務者が転じておらないで、その方でもめてあましているという事も聞いておりますが、特に都市地区になりますとそういう所はその行政を担当する部落の方々が非常に手をやいてその部落の成績まで影響して部落全体としての成績が落ちていくという話は聞いております。

11番～只今の市長さんのお話では納まらん所は転出と即ち住所が分らないという事を申上げておりますけれども、私はこれより以外にもつと大きな問題があると思ひます。調査の結果をもうちよと具体的に御説明願ひます。大きな原因があると思ひます。単なる転出住所が分らないという事じやなくて、もつと滞納者の方に大きな問題があるんじゃないか。その辺をもう少し具体的に御説明願ひます。

市長～今徴税員が回つて何日まで延期してくれとか、そういうのを私も前で聞いた事がありますが、その納める事の出来ない理由なんか帳簿に書かれたのを見たんですが、これは個々の納税義務者によつて事情は違ひますので、只私のいえるのは普天間の2区とか或はよそからの来たり出たりするよふな転入転出のはげしい所は先つき申上げた様に全般的那その部落としての納税の成績が悪くなる原因はさらに大きいという事を聞いておりますので、その点加えておきます。個々の理由につ

いてはもつと必要があれば課の方でその理由を調査したのがありますので、それを御覧になれば私の方でもまだ充分覚えておりません。

4 番～この規程案は諮問案件であります。これは執行に属する規程でございますが何んといつても自治会長、その長に当る自治会長が当然当りますので、自給に被委託者とか自治会長において充分この規程でやつて行けるといった様な話合が持たれたかどうか又充分理解しているかどうか、それについて御説明をお願いいたします。

市長～おつしやる通りこれは執行の規程でありますので最初に規程はどこで作つても良い事ではありますが、これを諮問にいたしましたのは前の説明会が済んだ後にも皆様にも諮問案として一応外の団体の補助金制度なんかと規程を一応諮問案として出した方が良いとゞめて提案いたしましたのを議会は市民の代表でありますし皆さんに案を見てもらつて、こういうふうにした方が良いという答申を得たならば私達もこれを充分に徹底させるのはこれから役所の職員始め部落の事務担当者もこれには役所の職員の一部をやる事でもありますので、こういうふうにするとう規程が出来たからこれを執行するよというふうに徹底したいとこう思つております。案としてはまだ職員でありますので、いわゆる前の区長、今の事務担当者にこの案を立てた何んじやなしにこういうふう準備してありますという事は知らせてあります。プリントはしてお上げはしてあります。これに決定するという事までは知らせておりません。

4 番～一応この規程は議会の答申によつて出来て、その後そのしように当る自治会長会においてどうしても差える部分が出たという場合に又この規程を差えなくちやいけないという事になりますが、それは事前にある程度その規程の趣旨内容について充分徹底せしめ尚そいつたような方々から意見も聴取して、その後議会の答申を得た方がスムーズに行くんじやないかというふうに考えておりますが、その点について

市長～一応はこれは事務連絡会の方にプリントを配つて説明をしてありますその意見についても取り入れられており、修正があつたかどうかは私には聞いておりませんが、一応の案としてはこの連絡会で説明はしてあります。

4 番～それから第1と条につきまして、この優秀な納税者に対して褒しようであります。これには部落自治会長、それから法人という事になつておりますが、法人がその対象になるならば当然優秀なしかも長年継続しての努力した納税者に対してもそのおんてんを与えるべきだというふうに考えますが、なぜ個人は対象にしてないかどうか、それについてお伺いいたします。

市長～最も納税成績を上げるのに苦勞なさるのが自

いてはもつと必要があれば課の方でその理由を調査したのがありますので、それを御覧になれば私の方でもまだ充分覚えておりません。

- 4 番～この規程案は諮問案件であります。これは執行に属する規程でございますが、何んといつても自治会長、その長に当る自治会長が当然当りますので、自然に被委託者とか自治会長会において充分この規程でやつて行けるといつた様な話合が持たれたかどうか又充分理窟しているかどうか、それについて御説明をお願いいたします。

市長～おつしやる通りこれは執行の規程でありますので最初に規程はどこで作つても良い事ではありますが、これを諮問にいたしましたのは前の説明会の済んだ後にも皆様に諮問案として一応外の団体の補助金制度なんかと規程を一応諮問案として出した方が良いとゞめて提案いたしましたのを議会は市民の代表でありますし皆さんに案を見てもらつて、こういうふうにした方が良いという答申を得たならば私達もこれを十分に徹底させるのにはこれから役所の職員始め部落の事務担当者もこれは役所の職員の一部をやる事ですので、こういうふうにするとう規程が出来たからこれを執行するやうにというふうに徹底したいとう思つております。案としてはまだ職員でありますので、いわゆる前の区長、今の事務担当者にこの案を立てた何んじやなしにこういうふう準備してありますという事は知らせてあります。プリントはして上げはしてあります。これに決定するという事までは知らせてありません。

- 4 番～一応この規程は議会の答申によつて出来て、その後そのしように当る自治会長会においてどうしても変える部分が出たという場合に又この規程を変えなくちやいけないという事になりますが、それは事前にある程度その規程の趣旨内容について充分徹底せしめ箇所いつたやうな方々から意見も聴取して、その後議会の答申を得た方がスムーズに行くんじやないかというふう考えておりますが、その点について

市長～一応はこれは事務連絡会の方にプリントを配つて説明をしてありますその意見についても取り入れられており、修正があつたかどうかは私は聞いておりませんが、一応の案としてはこの連絡会で説明はしてあります。

- 4 番～それから第1ノ案につきまして、この優秀な納税者に対して表しようであります。これには部落自治会長、それから法人という事になつておりますが、法人がその対象になるならば当然優秀なしかも長年継続しての努力した納税者に対してもそのおんてんを与えるべきだとうふう考えますが、なぜ個人は対象にしてないかどうか、それについてお伺いいたします。

市長～最も納税成績を上げるのに苦  
弊なざるのが自



治会長や部課の税金を初めなければならぬような立場にある方には大きな苦勞があるという考え方からこういう入口を特に表しようする様にしてある事です。もし一々個人でもぜひこの必要があるという事であれば将来加えたいと思います。

4 番～現時点において長年優秀な成績を上げてきている個人も私は対象にすべきだという考え方に立っております。それについては必要があればやるんだというような只今の御説明であります。この規程を制定するにあつて当然そういう面も検討の上表しようの対象にして良いんじゃないかというふうに考えておりますが、それについては、

市長～問題は表しようということになります。これは表しよう者或はこれについては学校なんかの場合にも良く論じられる問題であります。平常あたり前で努力をしておるんだという事もいえませんが、もて皆がそうだとすれば別に表しよう価値は生れなくなる訳です。わずかな金額でも別に滞納した事もない。何時もきちんと納めている方はたくさんいると思われ。そこで表しようの価値が薄れて来るといふ様な本当に表費すべきのを表しようするのが意義があるんじゃないかと今思われます。それで今おつしやる様に中にはわずかずつの額で、一辺だつて滞納した事がない。いつも期限通り納めているという事は、本当に努力は感じられますが、然しそういう人にはほとんどの市民に敬多くおられるんじゃないかと只これだけの人々を全部表しよう状を上げるといふ事になりますと、その価値が下るんじゃないかという事も考えられますので、一応はこういう人々は対照にしてない訳です。

4 番～只今の市長の論議から聞きますと、これは法人は法人なりの当然その額は適正な額であるし、少い額を持つている個人は当然これが適正な額であります。しかし努力をすればその納税成績を上げるとか或は納税思想を高めるといふ事については何らそこには表らないんじゃないかという事考えております。尚又自治会長や行政区においても、当然それは努力すべきものであつて、そういうものが対象になるならば長年例えれば10ヶ年以上や或は又14～15ヶ年連続してかかさずに納税成績を上げたか、或は自分の義務を果たした個人に対しては当然法人と同様に私は対象にすべきだというふうに考えております。その基準については、或は法人は何ヶ年と或は個人についてはそれを上回つて10ヶ年なら10ヶ年といつたような方法の問題は別にして一応対象にして良いんじゃないかというふうに考えております。それについては御検討なされましたか。

市長～賞の価値を高めるといふ点から出ていますが、今のように皆んな努力はしておるんだと、法人であろうが何ヶ年間とか、これは良く学校でも私の学校における債からの問題ですがね。当り前の義務を果たしたとい

治会長や部落の税金を納めなければならないような立場にある方には大きな苦勞があるという考え方からこういう人目を特に表しようする様にしてある訳です。もし一般個人でもぜひこの必要があるという事であれば将来加えたいと思います。

- 4 番～現時点において長年優秀な成績を上げている個人も私は対象にすべきだという考え方に立つております。それについては必要があればやるんだというような只今の御説明であります。この規程を制定するにあつて当然そういう面も検討の上表しようの対象にして良いんじゃないかというふうに考えておりますが、それについては。

市長～問題は表しようということになります。これは表しよう者或はこれについては学校なんかの場合にも良く論じられる問題であります。平常あたり前で努力をしておるんだという事もいえるんですけども皆がそうだつたならば別に表しよう価値は生れなくなる訳です。わずかな金額でも別に滞納した事もない。何時もきちんと納めている方はたくさんいると思われま。そこで表しようの価値が薄れて来るので出米だけこういう苦勞の大きい或は班など、本当に他に少ないような本当に表賛すべきのを表しようするのが意義があるんじゃないかという思われま。それで今おつしやる様に中にはわずかずつの額で、一辺だつて滞納した事がない。いつも期限通り納めているという事は本当に努力は感じられますが、然しそういう人にはほとんどの市民に数多くおられるんじゃないかと只これだけの人々を全部表しよう状を上げるといふ事になりますと、その価値が下るんじゃないかという事も考えられますので、一応はこういう人々は対照にしてない訳です。

- 4 番～只今の市長の論説から聞きますと、これは法人は法人なりの当然その額は適正な額であるし、少い額を持つている個人は当然これが適正な額であります。しかし努力をするとかその納税成績を上げるとか或は納税恩恵を高めるといふ事については何らそこには變らないんじゃないかという事考えております。尚又自治会長や行政区においても、当然それは努力すべきものであつて、そういうものが対象になるならば長年例えは10ヶ年以上や或は又14～15ヶ年連続してかかさず納税成績を上げた、或は自分の職務を果した個人に対しても当然法人同様に私は対象にすべきだというふうに考えております。その基準については、或は法人は何ヶ年と或は個人についてはそれを上回つて10ヶ年なら10ヶ年といつたような方法の問題は別にして一応対象にして良いんじゃないかというふうに考えております。それについては御検討なされましたか。

市長～賞の価値を高めるという点から出ていますが、今のように皆んな努力はしておるんだと、法人であろうが何ヶ年間とか、これは良く学校でも私の学校におる頃からの問題ですがね、当り前の職務を果したとい

うことになりますがね。

議長～暫休憩いたします。(午後12時10分)

議長～再開いたします。(午後12時16分)

4 番～只今の条項に関連しまして、これは規程でありますので、この表しよ  
うをするからには表しように値する根拠がなくちやいかないという事  
です。ということは法人にしろ行政区にしろその1ヶ年例えば法人が  
1ヶ年分を納税したから完納したから表しように値するの或はある  
一定期間連続してその義務を果たした場合に対象になるのかどうか。そ  
の辺が不明のようではありますが、それについてどういう基準が定めら  
れているか、それについて御説明願います。

5 番～諮問第4号は納税成績が悪い現状である。そのため4号であると思  
います。先きの1番議員に対する市長の答弁で1番議員から前  
納税成績の悪い理由はいろいろ市長が答弁している以外にもあるはずだ  
というふうな質問がありました。それに対する市長の答弁はほとんど  
にそういふ認識で答弁されたのか、それとも市長自身は他に理由がも  
つと根本的な理由があるにもかかわらず、それをあえてふせて答弁さ  
されたのか、この辺に感ずる所がありますので、2～3質問いたしま  
す。納税成績を上げるために奨励金をやろうとしたら成績は向上するだ  
ろうというふうに考え方だつたら20%間違いだと思つており  
ます。まずその理由に1定の期間をおいて賦課徴収する事を法規で義務  
付けてあります。そこにしなしながら本年度における所の方を見ま  
してもありません。本年度における所の賦課徴収の実際のあり方を  
見ましてもやられておりません。これは私が知る所じや市長はちやんと賦  
課徴収の義務について法規で義務付けたし一定期日においてなされて  
いるとお考えでありますか。

市長～只今の御質問にお答えいたします。その点は先きの1番議員もこの  
成績の悪い理由の中に取り上げられるべき問題だと、この前もそう  
でしたが、今度この規程を作つても賦課徴収についてはきちんきちん、  
ちやんとその成績を上げる事は非常にむづかしいという事は課長にも  
話してあります。又あつしやるように専断ちやんと差に分けてこれを  
徴収すべきを遅れてからに、くつついてやればはやくにした場合には  
たしかに義務者においても困るし、納税成績も落ちてくるとご思  
います。賦課徴収については充分に議員を励まして、その期限内に徴収す  
るように行きたいと思つております。

5 番～税金は納めるべきものではありませんが、だからといって徴収する側の  
当局が自からのやるべき行為をちやんときちんきちんと、やつていな  
いで成績そのものが上つていないからすべて納税者側に責任を着せる

うことになりませんがね。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時10分)

議 長～再開いたします。(午後12時16分)

4 番～只今の条項に関連しまして、これは規程でありますので、この表し方を  
するからには表しように値する根拠がなくちやいかないという事  
です。ということは法人にしる行政区にしるその1ヶ年例えば法人が  
1ヶ年分を納税したから完納したから表しように値するのや或はある  
一定期間連続してその義務を果した場合に対象になるのかどうか。そ  
の辺が不明のようであります。それについてどういう基準が定めら  
れているか。それについて御説明願います。

5 番～諮問第4号は納税成績が悪い現状である。そのための4号であると思  
います。先き程の11番議員に対する市長の答弁で11番議員から納  
税成績の悪い理由はいろいろ市長が答弁している以外にもあるはずだ  
というふうな質問がありましたが、それに対する市長の答弁でほんと  
にそういふ認識で答弁されたのか、それとも市長自身は他に理由がも  
つと根本的な理由があるにもかかわらず、それをあえてふせて答弁さ  
されたのか、この辺に感ずる所がありますので、2～3質問いたします  
納税成績を上げるために奨励金をやるそうしたら成績は向上するだろ  
うというふうに考え方だつたら200多間違いだと、私は思っております  
まずその理由に1定の期間において賦課徴収する事を法規で義務  
付けてありますよ。そこにしかなしながら本年度における所の前年度  
でもありません。本年度における所の賦課徴収の実際のあり方を見ま  
してもやられておりません。これは私が知る所じや市長はちやんと賦  
課徴収の業務について法規で義務付けたし一定期日においてなされて  
いるとお考えでありますか。

市 長～只今の御質問にお答えいたします。その点は先きの11番議員もこの  
成績の悪い理由の中に取り上げられるべき問題だと。この前もそうで  
したが、今度この規程を作つても賦課徴収についてはきちんきちんと。  
ちやんとその成績を上げる事は非常にむづかしいという事は課長にも  
話してあります。又あつしやるように事実ちやんと班に分けてこれを  
徴収すべきを遅れてからに、くつついてや継ぎはやくにした場合には  
たしかに義務者においても困るし、納税成績も落ちてくるといこう思  
います。賦課徴収については充分に職員を励して、その期限内に徴収す  
るように行きたいところ思っております。

5 番～税金は納めるべきものではあります。だからといって徴収する側の  
当局が自からのやるべき行為をちやんときちんと、やつていな  
いで成績そのものが上つていないからすべて納税者側に責任をさせる

という事は仕方でありませう。これは改善すべき点を改善してそれでも尚成績が向上しない時に始めて奨励金をやろうじやないかとそういう考えが生れて来るのは分るんじやが、自からのやるべき事をやらないでそのために納税成績が落ちている事をたなは上げてこういふような考え方ではこれは100年待つても改善出来ないと私は思います。そこでお伺いいたします。何日から正規のすがたにもどりますか。

市長～すぐ次期からやるように考えております。

5番～新年度すなわち7月以降は税金の賦課徴収に関する限り今までの間違つたたいまんなやり方を改めて納税者がちやんと納め易いように納められ易いようにするために一定の期間にちやんとやつて行く約束出来ますか。

5番～分りました。

14番～納税成績の向上についての問題は多々ありませうが、納税組合の組織の結成の必要があると思ひますが、前のお話して納税組合の結成は当然の見合はずという事を聞いた覚えがありますが、この納税奨励金の交付規程の改正に當りまして尚さら納税組合の必要が認められる。いわゆるより効果を上げるのは、その組合の結成を見ていひゆる自治会長に協力するという事がなさら必要と思ひますが、今後のその問題についてのお考えはどうですか。

市長～課長の方から納税組合の結成についての一応案を話しておりましたが今度行政区の編成で前は行政事務の担当者もこりこりで非常に困つた事があつたでそれ程まで成績が上げられなかつたという事もいえる訳ですが、新しい区の編成もあつてちやうど事務担当者も振りきつておるから一応この負担金制度を進めて尚今又すぐ納税組合にしたならば一部納税成績の良いような人々だけが任意の組合を作つて、それからもれたものいひゆる成績の悪い部分だけが事務担当者の雑仕事になつたんで困る事があり、又住民においても各機関でやつた場合に責任をうすらぐような面が出て来はせんかという所が出ましたので、一応は今の事務担当者で持つてこの奨励金制度を進めて、尚今後の問題として今の納税組合の事は良く検討するようにしようという事で今の所すぐこれと同時に納税組合を実施するという考えは今の所考えておりませう。

16番～この規程を草案されるに當りましては、他市町村とか或は地方課の見解なんかもお伺ひしたかどうか、それとも又独自の立場で草案されたかどうか。

市長～市長の方では他の市町村もそれから前にもこれは今度始めての事じや

という事はひ法であります。これは改善すべき点を改善してそれでも尚成績が向上しない時に始めて奨励金をやるうじやないかとそういう考えが生れて来るのは分るんですが、自からのやるべき事をやらないでそのために納税成績が落ちている事をたな上げてこういうような考え方ではこれは100年待つても改善出来ないと思ひます。そこでお伺いいたします。何日から正規のすがたにもどりますか。

市長～すぐ次期からやるように考えております。

5 番～新年度すなわち7月以降は税金の賦課徴収に関する限り今までの間違つたたいまんなやり方を改めて納税者がちやんと納め易いように納められ易いようにするために一定の期間にちやんとやつて行く約束出来ますか。

5 番～分りました。

14 番 納税成績の向上についての問題は多々ありましようが、納税組合の組織の結成の必要があると思ひますが、前のお話して納税組合の結成は当分見合わすという事を聞いた覚えがありますが、この納税奨励金の交付規程の設定に当りまして尚さら納税組合の必要が認められる。いわゆるより効果を上げるのは、その組合の結成を見ていわゆる自治会長に協力するという事がなおさら必要と思ひますが、今後のその問題についてのお考えはどうですか。

市長～課長の方から納税組合の結成についての一応案を話しておりましたが今度行政区の編成で前は行政事務の担当者もこりこりで非常に困つた事があつたのでそれ程まで成績が上げられなかつたという事もいえる訳ですが、新しい区の編成もあつてちようど事務担当者も張りきつておるから一応この負担金制度で進めて尚今又すぐ納税組合にしたならば一部納税成績の良いような人々だけが任意の組合を作つて、それからもれたもののいわゆる成績の悪い部分だけが事務担当者の徒仕事になつたんでは困る事があり、又住民においても各機関でやつた場合に責任をうすらぐような面が出て来はせんかという所が出ましたので、一応は今の事務担当者で持つてこの奨励金制度で進めて、尚今後の問題として今の納税組合の事は良く検討するようにしようという事で今の所すぐこれと同時に納税組合を実施するという考えは今の所考えておりません。

16 番～この規程を草案されるに当りましては、他市町村とか或は地方課の見解なんかもお伺ひしたかどうか、それとも又独自の立場で草案されたかどうか。

市長～市長の方では他の市町村もそれから前にもこれは今度初めての事じや

なしにこの還付金の問題については地方課割りでも税金からいくらか引いてす  
ぐ税金で償還するような何んじやなしにどこまでもここに分配ですわ  
るようなかつこうには持つて行かん様にしなければいかんという事  
は政府の方からも指導があつたという事であります。この案を作る場  
合には他市町村とも又政府の指導も受けているところ思いますが。

16番～じやお聞きしますが、この規程以外が市長さんとされてですね。又市  
民としても非常に片もんな規程じやないかと思ふんです。これは教  
育委員会の47条において教育税の賦課徴収の義務を市長は負われ  
ております。それから本市におきまして教育税条例という条例も制  
定されております。そこの面について同じ徴収思想の高よると  
いつた面から考えて片一方は条例規程に該当すると同じ市民でありな  
がら又同じ市長においてその義務を当えられながら市税だけを条例規程  
に該当させるという事はむしろな点があるんじやないかと。尚又納税  
者に対してもこの面だけは奨励するとこの面だけは該当しないといつ  
たような奨励な規程じやないかと思ふんですけれど、この規程を一応差  
しひかえて一語に含めて監視される御意志はないかどうか。

市長～今の所一語にしての案は持つておりません。先つき申し上げた様に教  
育税については奨励の方法は毎年の教育税納税運動においてその成績と  
いう奨励の方を持つております。尚市税においてはこの案で進めると  
たしかに今おつしやするように同じ市長の責任において徴収すべきも  
のを一つはやつて一つはやらんで良いかという事でありまして、これは  
両方とも奨励はしてある訳であります。只この規程の適用を、その只  
今提案しているものは市税に対しての奨励方法として進めたいとい  
う事でありまして、問題は全部ひたつてやつた方が良いとい  
うふうになりますとこれは市長としては最も有利な結果になるんじ  
やが、しかしそこまで行かなくても1~2ヶ年で或は又税金が市町村今  
の教育税が分離したものが、一本化される年になれば又自然ここ  
で適用されるようになると思つております。

16番～これは規則の制定はあくまでも市長の管轄でございませぬ。議会は別  
問題でございませぬ。そういうた意味で、その場合に出る問題でござ  
いませぬ。それは現行の場合一応議案として出されておりましたが、  
この場合一応議案として出されておりましたが、私が申し上げた  
ことは、この案件は一応差控えて附加税、教育税も一語に該当させ  
たい事は、これは良いんじやないかと、又自治会長として皆さん  
が令書発行の場合に別々に令書を発行して行なうと思ふんです。  
附加税として同じ1枚の紙で区切りをもつてやると思ふんです。そ  
ういふ場合にかえつてこれ自体が困るような結果になりはしないか  
と考へます。それについての御見解をお願いしたいと思います。

なしにこの還付金の問題については地方課当りでも税金からいくらと引いてす  
ぐ税金で償還するような何んじやなしにどこまでもここに分配ですね  
するようなかっこうには持つて行かん様にしなければいかんという事  
は政府の方からも指導があつたという事でありませう。この案を作る場  
合には他市町村とも又政府の指導も受けているところと思います。

16番～じやお聞きしますが、この規程以外が市長さんとされてですね。又市  
民としても非常に片ちんばな規程じやないかと思うんです。これは教  
育委員会の47条において教育税の賦課徴収の義務を市長は負わされ  
ております。それから本市におきましても教育税条例という条例も制  
定されております。そういふ面について同じ納税思想の高ようと  
いつた面から考えて片一方は条例規程に該当すると同じ市民でありな  
がら又同じ市長においてその義務を当えられながら市税だけを条例規程  
に該当させるという事はむずうんな点があるんじゃないかと。尚又納税  
者に対してもこの面だけは奨励するとこの面だけは該当しないといつ  
たような変則な規程じやないかと思うんですけれ、この規程を一応差  
しひかえて一諸に含めて徴税される御意志はないかどうか。

市長～今の所一諸にしての案は持つておりませぬ。先つき申し上げた様に教  
育税については奨励の方法は毎年の教育税納税運動においてその成績  
を全りゆる教育委員長会でこれ以上の成績については表しようする  
という奨励の方を持つております。尚市税においてはこの案で進めると  
たしかに今おつしやるように同じ市長の責任において徴収すべきもの  
を1つはやつて1つはやらんで良いかという事でありませう。これは  
両方とも奨励はしておる訳であります。只この規程の適用をその只  
今提案しているものは市税に対しての奨励方法として進めて行きたい  
という事でありませう。問題は全部ひつくるめてやつた方がよいとい  
うふうになりますとこれは市長としては最も有利な結果になるん  
ですが、しかしそこまで行かなくても1～2ヶ年で或は又税金が市町村今の  
教育税が分離したものが、1本化される年になれば又自然ここでもつ  
て適用されるようになると思うております。

16番～これは規則の制定はあくまでも市長の管轄でございます。議会とは別  
問題でございます。そういった意味でその場合になればなつた時期に  
おいて市長独自でこれは改正出来る問題でございます。そういった意  
味で現在の場合一応議会に諮問案件として出されておりますが、当初  
でこつうふうな変則の規程を作つた場合に納税義務者に対してかえ  
つて納税思想の底下そつう事になりはしないかどうか、私が申し上げ  
たい事はこの案件は一応差控えて附加税、教育税も一諸に該当させ  
た方がかえつて良いんじゃないかと、又自治会長としても皆さん方が  
令書発行の場合に別々には令書を発行してないと思うんです。同時に  
附加税として同じ1枚の紙で区切りをもつてやると懸うんです。そ  
いつた場合にかえつてこれ自体が困るような結果になりはしないかと  
こう考えませう。それについての御見解をお願いしたいと思います。



市長～ごもつともだと思います。

議長～暫休憩いたします。(午後12時26分)

議長～再開いたします。(午後12時33分)

1番～議 市長にお伺いいたします。第10条の行政区の自治会長は毎年6月30日までに納税義務者の名簿を調整し市長に提出しなければならぬとありますが、この自治会長が提出するいわゆる納税義務者の名簿を基準にして納税額の%を出すという考えであるのかですね。

市長～10条の方はですね、御説明申上げますとこちらも課税対象については常にキチですべきですけれども、もしや漏れがあつては困るので第1にはそれをキチにするための資料です。これがキチにされて始めて賦課徴入へ行つて金額が決まりますので、これに対する成金の%を見るのは元々いつたようにこれが出ないというと前年度のもで一応付けてあるもので、もれが出て来てから訂正されるように出来ると思ひますが、これはどこまでもこちらが資料に使うという意味です。

1番～あくまでも資料というお考えでありますね、そういたしますと納税成金というものは当然その区域内に住居する納税義務者を対象にして行くべきだという考えに立ちます、そういう考えでございますか、その場合にはこの考え方もするとあくまでも市の方に納税義務者はあくまで打ち出さんといかんという事になる眼でございますが、そこは充分立つ意図されて部長会長から出したものは軽率にしないで、あくまでも納税義務者を対象にして行くというふうにしてやつていただきたいと思ひます。

議長～暫休憩いたします。(午後12時36分)

議長～再開いたします。(午後1時4分)

議長～本気は質疑の段階で無断質疑にしたいと思ひますが、御長はございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～日程第28、議案第32号、水道施設の取得及び売買契約について日程の第29、議案第31号、給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを追加願ひます。

市長～ごもつともだと思います。

議長～暫休憩いたします。(午後12時26分)

議長～再開いたします。(午後12時33分)

- 1 番～議 市長にお伺いいたします。第10条の行政区の自治会長は毎年6月30日までに納税義務者の名簿を調整し市長に提出しなければならないとありますが、この自治会長が提出するいわゆる納税義務者の名簿を基準にして納税額の $\%$ を出すという考えであるのかですね。

市長～10条の方はですね。御説明申し上げますとこちらも課税対象については常にキヤチすべきですけれども、もしや漏れがあつては困るので第1にはそれをキヤチするための資料です。これがキヤチされて始めて賦課徴収へ行つて金額が決まりますので、これに対する成績の $\%$ を見るのは先きいつたようにこれが出ないと前年度のもで一応付けてあるもので、もれが出て来てから訂正されるように出来ると思ひますが、これはどこまでもこちらが資料に使うという意味です。

- 1 番～あくまでも資料というお考えでありますね。そういたしますと納税成績というものは当然その区域内に居住する納税義務者を対象にして行うべきだという考えに立ちます。そういう考えでございますか。その場合にこの考え方からするとあくまでも市の方に納税義務者はあくを打ち出さんといかんという事になる訳でございますが、そこは充分1つ意図されて部落会長から出したものは軽率にしないで、あくまでも納税義務者を対象にして行くというふうにしてやつていただきたいと思ひます。

議長～暫休憩いたします。(午後12時36分)

議長～再開いたします。(午後1時4分)

議長～本案は質疑の段階で継続審議にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～日程第28.議案第32号、水道施設の取得及び売買契約について日程の第29.議案第31号、給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを追加願ひます。

議 長～8 番議員の出席を求めます。

議 長～日程第 28 . 議案第 32 号 , 水道施設の取得及び売買契約についてを上程いたします。本案について当局の趣旨説明を求めます。

市 長～これは先に 1 ぺん提案いたしましたがおの時数字に改める必要が出たので提案した訳であります。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長～休憩いたします。(午後 3 時)

議 長～再開いたします。(午後 3 時 12 分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～別に質疑がなければ本案に対する質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので、左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論がなければ省略したいと思いますが、御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定いたします。

議 長～では議案第 32 号 , 水道施設の取得及び売買契約についてを表決に付します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、議案第 32 号 , 水道施設の取得及び売買契約についてを原案通り可決決定いたします。

議 長～日程第 29 . 議案第 31 号 , 給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを上程いたします。

一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～8 番議員の出席を求めます。

議 長～日程第 28 . 議案第 32 号、水道施設の取得及び売買契約についてを上提いたします。本案について当局の趣旨説明を求めます。

市 長～これは先に 1 ペン提案いたしましたがあの時数字に改める必要が出たので提案した訳であります。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長～休憩いたします。(午後 3 時)

議 長～再開いたします。(午後 3 時 12 分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～別に質疑がなければ本案に対する質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので、左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論がなければ省略したいと思いますが、御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定いたします。。

議 長～では議案第 32 号、水道施設の取得及び売買契約についてを表決に付します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、議案第 32 号、水道施設の取得及び売買契約についてを原案通り可決決定いたします。

議 長～日程第 29 . 議案第 31 号、給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを上程いたします。

一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～本案件も先に1度提案いたしましたので、原案の数字に變動が出ましたのでこれを改めて提案いたしました訳であります。よろしく御審議を御願いたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時15分)

議長～再開いたします。(午後3時16分)

12番～この評価額を見ますというと形状が同じもんで同じ1米に対する評価額は1\$6セントのもあれば2\$20セントの評価といろいろまちまちであるようではありますが、この評価に対する算定の基準を御説明願います。

水道課長～御説明申し上げます。これは資料においては変わりませんが1米当りの単価が違って来ますのは結局事業の問題でありまして、事業と申しますと地形の問題から出て来るものでありまして、同じ1米のあなを掘るにも、それそとうの金額の開きが出て来まして、それを見積つた人の感と申しますか、そういつた技術的な面から出たものであります。同じ1米の施工をする場合に岩と見込んだ場合にはそれだけの金額が出るし普通の土と見た場合には又安くなるというような何で現地を見ての単価の調整がずれが出て来ております。

議長～外に質疑もないようではありますが、質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

1番～本案に対しましては市の水道条例を適用すべき原則的に買上げについては賛成であります。しかし見積り額が概算見積り書というふうになつておりますので実際の購入に対しましては充分その値段を検討いたしまして可能な限り安く買入るように御異議申し上げて原案に賛成いたします。

議長～突つた御異見はございませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので討論を打切ることいたします。

議長～議案第31号、給水顧客の移籍に伴う財産の越得についてを表決に付します。

市長～本案件も先に1度提案いたしました。原案の数字に変動が生まれたのでこれを改めて提案いたしました訳であります。よろしく御審議を御願いたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時15分)

議長～再開いたします。(午後3時16分)

12番～この評価額を見ますというと形状が同じもんで同じ1米に対する評価額は1\$6セントのもあれば2\$20セントの評価といろいろまちまちであるようでありますが、この評価に対する算定の基準を御説明願います。

水道課長～御説明申し上げます。これは資材においては異なりますが1米当りの単価が違って来ますのは結局事業の問題でありまして、事業と申しますと地形の問題から出て来るものでありまして、同じ1米のあなを掘るにも、それそうとうの金額の開きが出て来まして、それを見積つた人の感と申しますか、そういった技術的な面から出たものであります。同じ1米の施工をする場合に岩と見込んだ場合にはそれだけの金額が出るし普通の土と見た場合には又安くなるというような何で現地を見ての単価の調整がずれが出て来しております。

議長～外に質疑もないようではありますが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

1番～本案に対しましては市の水道条例を適用すべき原則的に買上げについては賛成であります。しかし見積り額が概算見積り書というふうになつておりますので実際の購入に対しましては充分その値段を検討いたしまして可能な限り安く買入るように御要望申し上げまして原案に賛成いたします。

議長～変つた御異見はございませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので討論を打切ることにいたします。

議長～議案第31号、給水顧客の移働に伴う財産の趣得についてを表決に付します。

議 長～原案に御賛成ございませんか。

( 無議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので議案第31号給水顧客の移管に伴う財産の  
継取得については原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時 39分)

議 長～再開いたします。(午後3時50分)

議 長～議案第18号、1965年度宜野湾市才入才出予算についてを議題と  
いたします。本案は質疑の段階において継続審議になっておりました  
ので、本案に対する質疑を求めます。  
項別にお願いたします。

10番～市民税の滞納<sup>初年</sup>越の所でございますが、今年度は50%計上されてお  
りますが、特に財源獲得そういう方に市長としてもそうとうの意欲を  
見せておられるし、その中で去年度におきましてはその昨年度の場合  
は80%を見積っておつたのでありますが、今年の場合には64年度  
の50%でそれから64年度以前も50%に見積つてある。その理由  
をお聞かせ願います。

市 長～見積りよりも今年の方の、この滞納繰越の率を下げてありますのは、  
去年は余り見積りが過大視したためか年度末になつて執行にも非常に  
困つた状態であつた訳です。それで特に滞納繰越になりますというの  
は取りにくいのが残つておりますので、余り過大に見積る事はどうか  
と思ひまして前この予算を健全に執行するという上から50%位が  
適当じゃないかというのでこれだけ見積りをしてある訳であります。

10番～64年度の以前のもんなら50%してもあれと思ひますが、特に64  
年度のものを50%に計上されたそのものが、どうしてもふに落ちない  
のでございます。特に先きの一發質問の中に天久豪太郎さんの質問  
の中にもこの60%を目標に努力するという答は得られましたが、  
それともそうとうの食い違いが出ておるようでございますが、その点  
お伺いします。

財政課長～64年度の徴税におきましては後整理期間が2ヶ月ありますし、そ  
の間で滞納繰越の徴税におきましては60%の成績を上げるという事  
で前からお話し申し上げましたが、これまでの実績から考えた場合にも  
65年度における過年度の徴収率は50%が可能であるという線でも  
つて、この多を出した訳であります。あくまでも前年度においては後  
2ヶ月60%の成績を上げる様に努力はいたしたいと思つております  
が、新年度における徴収率においては予算に計上された多が最良の限

議 長～原案に御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので議案第31号給水顧客の移管に伴う財産の  
譲取得については原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時 59分)

議 長～再開いたします。(午後3時 50分)

議 長～議案第18号、1965年度宜野湾市才入才出予算についてを議題と  
いたします。本案は質疑の段階において継続審議になっておりました  
ので、本案に対する質疑を求めます。  
項別をお願いいたします。

10番～市民税の滞納繰越の所でございますが、今年度は50%計上されてお  
りますが、特に財源獲得そういう方に市長としてもそうとうの意欲を  
見せておられるし、その中で去年度におきましてはその昨年度の場合  
は80%を見積っておつたのでありますが、今年の場合には64年度  
の50%でそれから64年度以前も50%に見積つてある。その理由  
をお聞かせ願います。

市 長～見積りよりも今年の方の、この滞納繰越の率を下げてありますのは、  
去年は余り見積りが過大視したためか年度末になつて執行にも非常に  
困つた状態であつた訳です。それで特に滞納繰越になりますというの  
は取りにくいのが残つておりますので、余り過大に見積る事はどうか  
と思ひまして尚この予算を健全に執行するという上から50%位が  
適当じゃないかというのでこれだけ見積りをしてある観であります。

10番～64年度の以前のもんなら50%してもあれと思いますが、特に64  
年度のを50%に計上されたそのものが、どうしてもふに落ちない  
のでございます。特に先きの一般質問の中に天久豪太郎さんの質問  
の中にもこの60%を目標に努力するという確答は得られましたが、  
それともそうとうの食い違いが出ておるようでございますが、その点  
お伺いします。

財政課長～64年度の徴税におきましては後整理期間が2ヶ月ありますし、そ  
の間で滞納繰越の徴収におきましては60%の成績を上げるという事  
で前から話し申し上げましたが、これまでの実績から考えた場合に  
65年度における過年度の徴収率は50%が可能であるという線でも  
つて、この%を出した訳であります。あくまでも前年度においては後  
2ヶ月60%の成績を上げる様に努力はいたしたいと思つております  
が、新年度における徴収率においては予算に計上された%が最良の線



じやないかところいふふうを考えて予算に計上をしてあります。

10番～質問の毎に努力をします。そういう言葉がいつもかがはれて非常に喜ばしい事ではございますが、しかし努力をするといつても予算計上内に表われていないという事はその努力に報い得ないという事ではないかと思ひます。そこで私としては是非64年度分だけは80%の徴収を計上して載きたい。そういうような考えを持つておるのでございます。

1番～只今の財政課長の答は別得出来ません。一般質問の際には60%を努力すると努力するという事は徴収するというふうには私は解しております。にもかかわらず予算におきましては50%計上するという事はその分しか努力しないという事にしか結果的にはならないと思ふんですが60%の徴収は不可能でございますか。

財政課長～その60%を申し上げましたのは64年度の徴税率ではありません。結局63年度以前の滞納繰越額に対する。徴収率を60%に持つて行きたいという訳でありまして、64年度の現年度におきましては当初予算でも90%の計上になっております。あくまでもその計上率を達成するために努力しなければなりません。64年度或は3年度以前年度の過年度の分に対しては後2ヶ月の整理期間においてそれだけの結局整理したいというのでございます。

1番～結局総合的に申し上げますと64年度の滞納額は徴収し易いという事になる訳ですか。そういう事になるんじゃないですか。いわゆる前期の分に対しては徴収し易いにもかかわらず来年度に対しては60%と

財政課長～64年度は現年度でありますので、その中で残るといふ事体が結局徴収が非常に不可能なものが残つて行くというふうになりますので、その残つた分の徴収率をここに50%と上げた訳です。

1番～そうすると以前の滞納額が60%という事になると、いわゆる滞納の年期が重つたのはさらに%が増えるという事はどういふ事ですか。

議長～暫休憩いたします。(午後4時)

議長～再開いたします。(午後4時1分)

1番～只今の50%というのを60%に持つて行くという事は到底考えられないという御見解でございますか。

財政課長～市長の方からも先きお話しがありました様に予算技術の問題だと思ひますが余りに高い見積りをした場合には予算が不執行に終る場合が

じやないかところいふふうに考えて予算に計上をしてあります。

10番～質問の度毎に努力をします。そういう言葉がいつもうかがはれて非常に喜ばしい事ではございますが、しかし努力をするといつても予算計上に表われていないという事はその努力に報い得ないという事ではな  
いかと思います。そこで私としては是非64年度分だけは80%の徴収を計上して載きたい。そういうような考えを持つておるのでございます。

1番～只今の財政課長の答弁は納得出来ません。一般質問の際には60%を努力すると努力するという事は徴収するというふうに私は解しております。にもかかわらず予算におきましては50%計上するという事はその分しか努力しないという事にしか結果的にはならないと思うんですが60%の徴収は不可能でございますか。

財政課長～その60%と申し上げましたのは64年度の徴収率ではありません結局63年度以前の滞納繰越額に対する。徴収率を60%に持つて行きたいという訳でありまして、64年度の現年度におきましては当初予算でも90%の計上になつております。あくまでもその計上率を達成するために努力しなければなりません。64年度或は3年度以前の過年度の分に対しては後2ヶ月の整理期間においてそれだけの結局整理したいというのでございます。

1番～結局総合的に申し上げますと64年度の滞納額は徴収し易いという事になる訳ですか。そういう事になるんじゃないですか。いわゆる前期の分に対しては徴収し易いにもかかわらず来年度に対しては60%と

財政課長～64年度は現年度でありますので、その中で残るといふ事体が結局徴収が非常に不可能なものが残つて行くというふうになりますので。その残つた分の徴収率をここに50%と上げた訳です。

1番～そうすると以前の滞納額が60%という事になると、いわゆる滞納の年期が重つたのはさらに%が増えるという事はどういう事ですか。

議長～暫休憩いたします。(午後4時)

議長～再開いたします。(午後4時1分)

1番～只今の50%というのを60%に持つて行くという事は到底考えられないという御見解でございますか。

財政課長～市長の方からも先きお話しがありました様に予算技術の問題だと思  
いますが余りに高い見積りをした場合には予算が不執行に終る場合が

ある。そういう面で過年度の徴収につきましては50%徴収が目標であるというふうに見ておる訳です。特に又現年度の調定においては100%見られておりますのですべてを100%と見た場合には非常に現在の状態では予算の執行面において欠かんが出るんじゃないかとそういうふうと思われる訳であります。

- 1 番～これは納税額は非常に多くなつていますので充分その点は留意してなるべくその納税額を少なくして載せたいと考える訳ですが、去年の分で4,800\$64年度以前で4,700\$という事はもう論その前期のものがどんどん徴収された結果これが減つていくという事も考えられませんが、その半面64年度自体のいわゆる未徴収の額がそれだけ多くなつていくという事もいえますので、従いましてこれは1年間徴収を猶予しているという結果になりますので、今年100%見込めておるんだつたら去年分に対しては当然100%見込めるべきじゃないかというふうにも考えられる訳です。従つて取れないもんであるという根拠に突きましてはまずね、そこに不当な課税をして取れないのであつたのかです。どういつた理由で取れないのか一つそれを説明して載せたい。

財政課長～徴税のむつかしさにおいては現在そのしように当る行政区の会長さん方も或は又議員の方々もお分りだと思つていますが、今まで特に都市的行政区においては移動人口が余りに多いとその面で納税組織が充分な行政区に作られてなかつたと、それから納税に対する奨励制度も完全になされてなかつたといふ原因がありますが、この市民の納税に対する精神的な納税思想がまだまだこれまで自主納税という所まで徹底していないと、そういう面が多分に影響していると思ふんです。それで徴税に付しましてはあらゆる組織作り、又精神的な面の啓もうに努力しなければなりません。これはそう短兵急に納税率を100%に持つて行くという事は到底現実の状態から見た場合には不可能であり得ず、それを時日をかけてあらゆる面から納税思想の啓蒙を、そして徴税事務にたづさわらるる職員の向上とこういつた面での納税率を高めて行くより外に現在の所ないんじゃないかと、こういうふうにも考えます。それで今後は課の公平なる賦課そして納税組織の強化それに納税義務者の納税思想の啓もうとこういつた面から新年度は徴税の向上を努力したいとこういうふうにお考えおる訳であります。

- 1 番～もう1件お伺いいたします。一応50%目標にしてる事も納税する訳でございしますが、しからばこの4,800\$の内ですれ、実際に徴収不能と見込んでいる額は50%であるのかです。その辺の内訳についてもう1回御説明願います。

財政課長～この件につきましてはいわゆる

ある。そういう面で過年度の徴収につきましては50%徴収が目標であるというふうに見ておる訳です。特に又現年度の調定においては100%見られておりますのですべてを100%と見た場合には非常に現在の状態では予算の執行面において欠かんが出るんじゃないかとそういうふうに思われる訳であります。

- 1 番～これは滞納額は非常に多くなつていますので充分その点は留意してなるべくその滞納額を少なくして載だきたいと考える訳ですが、去年の分で4,800 \$ 64年度以前で4,700 \$ という事はもち論その前期のものがどんどん徴収された結果これが減つているという事も考えられますが、その半面64年自体のいわゆる未徴収の額がそれだけ多くなつているという事もいえますので、従いましてこれは1年間徴収を猶予しているという結果になりますので、今年100%見積つておるんだつたら去年度分に対しては当然100%見積るべきじゃないかというふうにこれも考えられる訳です。従つて取れないもんであるという根拠になきましてはです。そこに不当な課税をして取れないのであるのかです。どういつた理由で取れないのか1つそれを説明して載だきたい。

財政課長～徴税のむつかしさにおいては現在そのように当る行政区の会長さん方も或は又議員の方々もお分りだと思ひますが、今まで特に都市的な行政区においては移動人口が余りに多いとその面で納税組織が充分に作られてなかつたと、それから納税に対する奨励制度も完全になされてなかつたといふ原因がありますが、この市民の納税に対する精神的な面納税思想がまだまだこれまで自主納税という所まで徹底していないと、そういう面が多分に影響していると思ふんです。それで徴税に付きましてはあらゆる組織作り、又精神的な面の啓もうに努力しなければなりません。これはそう短兵急に納税率を100%に持つて行くという事は到底現実の状態から見た場合には不能事でありませぬ。それを時日をかけてあらゆる面から納税思想の啓もうを、そして徴税事務にたづさわる職員の向上とこういつた面での納税率を高め行くより外に現在の所ないんじゃないかと、こういうふうに考えます。それで今後は課税の公平なる賦課そして納税組織の強化それに納税義務者の納税思想の啓もうとこういつた面から新年度は成績の向上を努力したいとこういつたふうに考えておる訳であります。

- 1 番～もう1件お伺ひいたします。一応50%目標にしてる事も納税する訳でございませぬ、しからばこの4,800 \$の内です。実際に徴収不能と見込んでる額は50%であるのかです。その辺の内訳についてもう1回御説明願ひます。

財政課長～この件につきましてはいろいろ

1 番～いわゆる払う方があるんだが、只今の納税思想の低下によつて当局が請  
ねずれば払うとしかし、期限内には持つて来ないという意味の請前にな  
つてきているのかです。それと実際に課税はしたものの当人にとつて、  
それだけ払う能力がないというふうな内容のものであるかです。そ  
こを1つ御説明願います。

財政課長～前にも申し上げましたように、滞納件数は1万2千位だった  
と思いますが、これを個人別に徴収可能か他の理由によつて不可能か  
といふふうに分けて、今徴税吏員の方で細別をしております。それでその理由  
といふいろいろあると思ひますが、それが現在整理させつつあります。そ  
の結果を見ましても、何れの徴収可能かといふ事はちよつとまいりませ  
んが、そらうの不納欠損額が、そらうに考へております。

1 番～それで良く分かりました。一応その資料を1つ早めに作成せられて  
徴収可能に付ましては100%徴収して戴けますように要請申し上  
げます。

10 番～今の件でまだすつきりしておりませんので、去年は80%の目標をお  
きながら今年は何に更員も増しながら去年より下つて50%にしたと  
いふその理由が分りませんので、もう1度説明を願ひたいと思ひます。

市長～去年は余りに過大に見積りしてあつたと、これは事実であります。突  
は9月のほう給の支払いの頃非常に困つてこれ、どうなるかといふ  
うな所まで来ています。それで去年のように過大に見積りをするとな  
算の執行に困りますので、今年度特に滞納繰越になつていふやうな  
金はむづかしいものが残つていふので、余り過大にする暇にはい  
いのでこれをこの程度でおさへようといふので50%を見積つて  
訳であります。

10 番～毎年、年を追ううちに去年は当局自体もその滞納については確  
拠もやむを得ないといふやうな大きな原因を持つて置かれておた  
らざるやうな所まで来ています。それで今年になつて急に何か弱つた  
やうな感じがした。いわゆるさういふ目標でこの前去年も4年度は80%  
を目標にされたのでございすが、今年はその目標が下つて50%にな  
つていふので、何か努力が見られなれば、こんな感じがしません。こ  
れは何かの数字関係の数字を  
表らわすための単なる50%をしたものではありませんが、答  
ないものとして私は質問は  
つておきます。

16 番～10番さんとも関係ありませんが、その前に前年度の当初予算編成す  
る場合と今年度の予算編成作業に当りまして、市長の答弁の中には6  
4年度の予算編成をむる場合には過大見積りによつて執行不可能な所  
まで来ていふと、そらうおつしやつておられますが、去年の予算説明書  
を見てその今年度の予算説明と比較した場合に課税標準の均等割に對象

1 番～いわゆる払う力はあるんだが只今の納税意思の低下によつて当局が請求すれば払うとしかし期限内には持つて来ないという意味の滞納になっているのかですね。それと実際に課税はしたものの当人にとつて、それだけ払う能力がないというような内容のものであるかですね。そこを1つ御説明願います。

財政課長～前にも申し上げましたように滞納件数は1万2千～3千位いたつたと思いますが、これを個人別に徴収可能或は他の理由によつて不可能というふうに今徴税吏員の方で細別をしております。それでその理由はいろいろあると思いますが、それが現在整理させつつあります。その結果を見ませんと何%の徴収可能かという事はちよつとまいりませんが、そうとうの不納欠損額が出るというふうに考えております。

1 番～それで良く分かりました。一応その資料を1つ早めに作成せられまして徴収可能に付ましては100%徴収して載だきますように要望申し上げます。

10番～今の件でまだすつきりしておりませんので、去年は80%の目標をおきながら今年はずっと更に更員も増しながら去年より下つて50%にしたというその理由が分かりませんのでもう1度説明を願いたいと思います。

市長～去年は余りに過大に見積りしてあつたと、これは事実であります。突は9月のほう給の支払いの頃非常に困つてこれ、どうなるかというふうな所まで来ています。それで去年のように過大に見積りをすると予算の執行に困りますので、今年度特に滞納繰越になつていようような税金はむつかしいものが残つているので、余り過大視する訳にはいかなないのでこれをこの程度でおさえようというので50%を見積つてある訳であります。

10番～毎年、年を追うように去年は当局自体もその滞納については確たる処分もやむを得ないとやういう大きな態度を持つて望まれておつたやうでございしますが、今年になつて急に何か弱つたやうな感じがします。いわゆるそういう目標でこの前去年64年度は80%を目標にされたのでございしますが、今年はそのところが1歩下つて50%になつてしまつて何か努力が見られない様な感じがします。これは何かの数字関係の数字を表現するための単なる50%をしたもんでありませんが、答弁ないものとして私は質問は終了します。

16番～10番さんとも関連もありますが、その前に前年度の当初予算編成する場合と今年度の予算編成作業に当りまして、市長の答弁の中には64年度の予算編成をむる場合には過大見積りによつて執行不可能な所まで来ているとさうおつしやつておられますが、去年の予算説明書を見てその今年度の予算説明と比較した場合に課税標準の均等割に対象

となる人口が3,200名の新年度の予算は増えております。それから個人の所得におきまして現年度の85万 $\text{\$}$ に対して3百2万6千 $\text{\$}$ と約3.6倍の増になつております。そういった場合に去年はその計上率の90 $\%$ をおさえても予算不執行におちいつたと、しかしながら新年度予算を見ました場合にそれだけの課税標準と均等割となる対象人口それから所得においても3.7倍の3百2万 $\text{\$}$ というふうな数字の所得の100 $\%$ をおさえて新年度予算に計上してありますけれども、そして現年度において90 $\%$ をおさえても執行不可能な状態に達しているこの新年度予算は所得において3.7倍標準課税の均等割の対象となる人口においても3,200名増えていると、しかも計上率も100 $\%$ をおさえて、そういった場合にはその新年度予算が非常に疑問を持たれる訳でございますが、それについての提案者の御説明をお願いいたします。

市長～先つき私しが申し上げましたのと、今の16番議員さんのおつしやるのと、こちらのくるいが結局同です。他の部面においては精一杯見殺つております。特にこれまでの去年みたいに過大視する訳にいかぬので特に過年度収入というものがむつかしいものが残つておるので、これをこの程度に下げて見殺つておる訳であります。外の面においては精一杯見殺られております。みんな精一杯見殺つたならば去年以上は苦しみ執行において苦しみ、不可罷じやなしに去年は一応先つき課長がお話ししましたようにそこいらで暫くの間を置いて活断してもやつて又自治会長の方にもお願いしてようやく今月の交払い5年度の予算にたようなかつこうでありますので、今先おつしやる様に5年度の外においても外の部面においては精一杯見殺つてありますので、特にこの面においては80 $\%$ というのは無理じやないかという事でこれだけ見殺つてあるという事でありまして。

16番～私しが先つき質問した趣旨からポイントが大部はずれているようでありませぬ。私は滞り管促額の事ば聞いておりませぬ。現年度予算の予算編成に当つて、その見殺りとなる課税標準額自体・課税標準額自体も去年の人口において3,200名増えている所において217万 $\text{\$}$ も市民がそれだけ所得が多くなつた様うに見殺りはされておる。去年は市民がそれだけ所得が多くなつた様うに見殺りはされておる。去年は217万 $\text{\$}$ も多に見殺つておられませぬ。65年度予算です、それながら人口の方も3,200名多に見殺つておられませぬ。均等割の人口はそれだけ多くなつた様うに見殺つておられませぬ。しかし去年の場合には90 $\%$ しか見殺りはされておられませぬ。しかし65年度予算においてはその計上でさえ60 $\%$ 見殺られておる。だからそれで執行出来るかどうかなんぞです。この所得の算定の基礎はどこから出たかどうか去年の予算書の説明書を見ればお分りだと思ひます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時17分)

議長～再開いたします。(午後4時20分)

となる人口が3,200名の新年度の予算は増えております。それから個人の所得におきまして現年度の85万\$に対して3百2万6千\$と約3.6倍の増になっております。そういった場合に去年はその計上率の90%おさえても予算不執行におちいつたと、しかしながら新年度予算を見ました場合にそれだけの課税標準と均等割となる対象の人口それから所得においても3.7倍の3百2万\$というふうな数字の所得の100%をおさえても新年度予算に計上してありますけれども、果して現年度において90%おさえても執行不可能な状態に於いてこの新年度予算は所得において3.7倍標準課税の均等割の対象となる人口においても3,200名増えていると、しかも計上率も100%おさえて、そういった場合にはたしてこの新年度予算が非常に疑問を持たれる訳でございますが、それについての提案者の御説明をお願いします

市長～先つき私しが申し上げましたのと、今の16番議員さんのおつしやるのと、こちらのくるいが結局同です。他の部面においては精一杯見積つております。特にこれまでの去年みたいに過大視する訳にいかたいので特に過年度収入というものがむつかしいものが残つておるので、これをこの程度に下げて見積つておる訳であります。外の面においては精一杯見積られております。みんな精一杯見積つたならば去年以上の苦しみは執行において苦しみ、不可能じやなしに去年は一応先つき課長がお話しましたようにそこいらで督励週間を設けて活動してもらつて又自治会長の方にもお願いしてようやく今月の支払いなんかもやつたようなかつこうでありますので、今先おつしやる様に5年度の予算においても外の部面においては精一杯見積つてありますので、特にこの面においては80%というのは無理じやないかという事でこれだけ見積つてあるという事であります。

16番～私しが先つき質問した趣旨からポイントが大部はずれているようであります。私しは滞納督促額の事を聞いておりません。現年度予算の予算編成に当つて、その見積りとなる課税標準額自体・課税標準額自体が去年度の人口において3,200名増えている所得において217万\$も市民がそれだけ所得が多くなつた様うに見積りはされておる。去年はですね。現年度、新年度予算所得においてですね。住民の所得において217万\$も多く見積つておられます。65年度予算ですよ、それから人口の方も3,200名多く見積つておられます。均等割の人口ですね。しかし去年の場合は90%しか見積りはされておりません。しかし65年度予算においてはその計上でさえ60%見積られておる。だからそれで執行出来るかどうかなんです。この所得の算定の基礎はどこから出たかどうか去年の予算書の説明書を見ればお分りだと思います。

議長～暫休憩いたします。(午後4時17分)

議長～再開いたします。(午後4時20分)



1 番～先程の質問と関連しますが、100%徴収を見込んでおられますけれど、調定見込額をさうとう切下げて計上されておるのか。

財政課長～これも調定見込額の100%です。

1 番～これも100%ぎりぎり一杯のいわゆる徴収率の100%という事でありまして、先程の質問もそうであつたんですが、現実には徴収不可だといふふうにおつしやつておりますが、実際にこの100%徴収不能の税を多量に出る事がございまして、それだけ希望とでずね、現実の調定というものは充分はあつていいたかんと後でこれだけ予算を組んだんが実際には金は入つて来ないと、従つて執行が不明になるといふ事は考えられますので、そこはつきり1つ所信を表明して戴きたい。

市長～今ですとね、調定とそれから予算見取りです、去年は調定の90%に見つてあつたのが、実際には去年の100%になつておると、それで困つた徴収です。今度の事としてありますが、実際を見ますと、今までの徴収分キヤッ手出来なかつたのが、今度は新しく調定してされるのが出せなかつた、これは正に申上げますと、特に移動人口の多い所では地帯で今のような行政区ではない前とびの場合は充分キヤッ手出来なかつたんだが、今度の場合はキヤッ手出来なかつた、う所は余ゆがあると思つて、今度の所は去年の実績によつてそのまの100%出来るものとして今の見取りはしてあります。

1 番～それで100%徴収には充分自信がございますですね。

市長～額においてはですね、%は実際調定してしまわんとすると、これ以上に調定額は上るかも知れませんがね。

1 番～そうなりますと、調定見込額というのは実質に問題が出てくる所ですから、私がはつきりお聞きしておるのはその辺の所。

市長～調定をいくらか上げておくか或は調定を実績でおさえておいて予算をそこ一杯にまで作つて行くかといふ事になりますが、今私の言ふことはですね、調定はもつと増額の可能はあると思つて、去年の実績しかおさえてありませんから。

1 番～10%にして徴収をして下さい。

5 番～この税の問題になりますと、議会のたびに論議がかわされます。これは当然の事でありまして、財政確立に重要であるからであります。そこ

1 番～先程の質問と関連しますが、100%徴収を見込んでおられますけれど、調定見込額をさうとう切下げて計上されておるのか。

財政課長～これも調定見込額の100%です。

1 番～これも100%ぎりぎり一杯のいわゆる徴税率の100%という事がありますと、先程の質問もさうであつたんですが、現実には徴収不可能だというふうにおつしやつておりますが、実際にこの100%徴収不可能だをやや多く出来る訳でございませうか。それでは希望とですわね、現実の問題というのは充分はあくしていただかんと後でこれだけ予算を組んだんだが実際には金は入つて来ないと、従つて執行が不能になるという事は考えられますので、そこははつきり1つ所信を表明して戴きたい。

市長～今ですわ調停とそれから予算見積りですわね、去年は調停の90%に見積つてあつたのが実際になると100%になつておると、それで困つたんです。今度の場合には去年の実績をそのまま持つて来て100%徴収するものとしてありますが、実際を見ますという、今までに充分キヤッチ出来なかつたのが今度は新らしく調停して課されるのが出て来はせんかと、これは正直に申し上げますと、特に移動人口の多い所では地域で今のような行政区でない前のとびとびの場合は充分キヤッチ出来なかつたんだが今度の場合はキヤッチ出来るもんが出て来はせんかと、そうなればこれはすや今度から徴税も出来ますので、さういう所は余ゆうがあると思ひます。今の所は去年の実績によつてそのままでの100%出来るものとして今の見積りはしてあります。

1 番～それで100%徴税には充分自信がございませうか。

市長～額においてはですわね、%は実績調定してしまわんとすると、これ以上に調定額は上るかも知れませんがね。

1 番～さうなりますと、調定見込額というのは実質に問題が出てくる訳ですから私がはつきりお聞きしておるのはその辺の所。

市長～調定をいくらか上げておくか或は調定を実績でおさえておいて予算をそこに一杯にまで作つて行くかという事になりますわ、今私の言うことはですわね。調定はもつと審議の可能はあると思ひます。去年の実績しかおさえてありませんから。

1 番～10%にして徴収をして下さい。

5 番～この税の問題になりますと、議会のたびに論議がかわされます。これは当然の事でありませう。財政確立に重要であるからであります。そこ

で市長にお尋ねいたしますが、才入確保に最善の努力を払う気構えが  
ありますか。財政課長も市長も総務課長以上全部才入確保にですね。  
最善の努力を払うお考えがありますか。

市長～はい。

5 番～その前提で質問し、その前提で答弁して下さい。市税の才入の面で只  
今まで滞納繰越分についてそうとう質疑応答なされましたが、過年度  
分収入に全部100%ずつ並べてあります。仲良く私が持つておる資料に  
りますと4ヶ月前の2月29日現在で未徴収が2万9千900円あり  
ます。従つて今日までに4ヶ月なつておりますがその2万9千900円  
は全部徴収されたのであるか、まず最初にこれから御説明を願います  
概算でもよろしいですから。

市長～その状況については、課長の方から答えさせて戴けます。

財政課長～過年度分というものは当然前年度で課されるべき税金であつたもの  
が課税もれになつて次年度内において発見されて、課税をされておる  
というものが過年度分であります。

5 番～それはそうでありますが、それじや滞納繰越分というものは何年分まで  
含まれておりますか。

財政課長～滞納繰越分は64年度以前のもので滞納繰越分に入る訳であります

5 番～64年から63年、62年とありますね。何年分から何年度分までが  
入つておりますか。

財政課長～59年から64年度までの分が含まれております。

5 番～59年度からですか。そうすると。

財政課長～その中には時効にかかるとあるし、それを除いた64年度以前の  
滞納額というふうになっております。

5 番～59年度から63年度までの2月29日現在において2万9千900円の  
滞納があります。そこで今の御説明によりますと、59年度分以降の  
滞納が計上されている訳ですね。そうすると先程から関連してござ  
りますが、不納欠損額として時効にかかるといふ時効にかかると不納  
欠損額として取りあつかわなくちやいかないと、こういうふうに認定  
された資料でもありますか、当局に私がそう申し上げますのは、

財政課長～64年度の決算において不納欠損額になるというものが只今整理中  
であります。

で市長にお尋ねいたしますが、才入確保に最善の努力を払う気構えがありますか。財政課長も市長も総務課長以上全部才入確保にですね。最善の努力を払うお考えがありますか。

市長～はい。

5 番～その前提で質問し、その前提で答弁して下さい。市税の才入の面で只今まで滞納繰越分についてそろそろ質疑応答なされましたが、過年度分収入に全部1千円ずつ並べてあります。仲良く私が持つておる資料によりますと4ヶ月前の2月29日現在で未徴収が2万9千円余りあります。従つて今日までに4ヶ月なつておりますがその2万9千円余りは全部徴収されたのであるか。まず最初にこれから御説明を願います概算でもよろしいですから。

市長～その状況については、課長の方から答えさせて載できます。

財政課長～過年度分というものは当然前年度で課されるべき税金であつたものが課税もれになつて次年度内において発見されて、課税をされておるというものが過年度分であります。

5 番～それはそうではありますが、それじや滞納繰越分というのは何年分まで含まれておりますか。

財政課長～滞納繰越分は64年度以前のもので滞納繰越分に入る訳であります

5 番～64年から63年、62年とありますね。何年分から何年度分までが入つておりますか。

財政課長～59年から64年度までの分が含まれております。

5 番～59年度からですか。そうすると。

財政課長～その中には時効にかかるのがあつるし、それを除いた64年度以前の滞納額というふうになつております。

5 番～59年度から63年度までの2月29日現在において2万9千余りの滞納があります。そこで今の御説明によりますと、59年度分以降の滞納が計上されている訳ですね。そうすると先程から関連してありますが、不納欠損額として時効にかかるいわゆる時効にかかるから不納欠損額として取りあつかわなくちやいかないと、こういうふうに認定された資料でもありますか、当局に私がそう申し上げますのは、

財政課長～64年度の決算において不納欠損額になるというものは只今整理中であります。

5 番～現在整理中のごさいますか。そうすると先き程から50%計上のいわゆるどうしてそれを割り出したかという問題が中心になる訳でありま  
すが、先き午前中に議案に際して来ます。内部で市長にお尋ねしませ  
す。財源理由もなく棄すという態度からこれは確かな資料に基づき  
した権限を確保するに信念が有ります。過去の放りかすものでもあり  
非難をうけるか、かまへずして納めさせない。納めさせない。納め  
くちやけを納めさせない。納めさせない。納めさせない。納め  
人だけ公に納めさせない。納めさせない。納めさせない。納め  
取は公平に納めさせない。納めさせない。納めさせない。納め  
る人に公平に納めさせない。納めさせない。納めさせない。納め  
不公に納めさせない。納めさせない。納めさせない。納め  
すしに納めさせない。納めさせない。納めさせない。納め  
して納めさせない。納めさせない。納めさせない。納め  
部で納めさせない。納めさせない。納めさせない。納め  
10月以降で納めさせない。納めさせない。納めさせない。納め  
予期したく明かされず、それが示されてお見舞う財源確保は当然  
でなく必要であり、いくら見舞う財源確保は当然の見舞う財源確保  
うふうに必要であり、いくら見舞う財源確保は当然の見舞う財源確保  
ては本気で取組んでいくというふうには見受けられませんが、只  
の質問の時に適当に答えておいて、その場限りはいいや、方  
どうしてもこれは前進はおぼつかないと思っております。ですから  
だけに限らず、そうとう重要な問題でありますから、宜野湾市の財  
つかさどる問題でありますから、総務課長以上は全部その部  
に1つづつを割用して必要があれば自ら乗り出して全部  
で敷きたいと思っておりますが、そのお考えはありませんか。

市長～そういたしたいと思っております。

5 番～一応その気持を私は覚えておきますから、皆さんも忘れないで1つ  
がんばって下さい。

4 番～気軽に御答弁願います。先程から当局は現行年度における当初の予算  
においては、過大見積りしたんだという事をおしつており、見積りだとい  
これは当初においては過大見積りしたんだという事をおしつており、見  
事では議会においては承認したというふうな考えをお持ちですが、しか  
結果においては承認したというふうな考えをお持ちですが、しか  
論であります。そこで当然の事は、その予算執行を遂行するために中  
ても予算は可成り高くなっております。その予算執行を遂行するために中  
るために必要と認め、過去々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
考えてお見舞う。過去々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
と見舞う。過去々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

5 番～現在整理中でございますか。そうすると先程から50%計上のいわゆるどうしてそれを割り出したかという問題が中心になる訳であります。先き午前中の案件にも関連して来ますが、内部で当然確保すべき財源を理由もなく放棄するという事は先程予め市長にお尋ねしました様に才入を確保するという態度からこれは離れて来ます。才入を是非確保するという信念があればこの%は確実な資料にした基礎がなぐちやいかんはずであります。過去の分は仕方がなかつたから納める人だけを納めさせて後はそのまま放つたらかすという事は税の賦課徴収は公平でなくちやいかんという原則に反するものであります。納める人には納めさせて納めない人はそのまましておくという事は完全に不公平であります。これはそこで4名の増員をすでに決まっておりますし来年度に新年度におきまして本然のすがたに戻る事が出来る予想しておりますか、この税務行政に関する限りでもよろしいですから内部態制の問題であります。例えば本議会が成立してからいわゆる1昨年10月以降ですか、たゞその問題が論議されておりますが、一向に予期した様な改善はされていないような印象を受けます。これは印象ではなくて明らかに数字が示しております。あくまで今後財源需要もそうとう延びて行きますし、それに見舞う財源の確保は当然その間に努力が必要であります。いくら議会からこうあらねばいかないというふうに指摘されてもいくら改善は認めますが、まだまだ当局としては本気で取組んでいるというふうには見受けられません。只議会の質問の時に適当に答えておいて、その場限りのいわゆるやり方ではどうしてもこれは前進はおぼつかないと思えます。ですから担当課長だけに限らず、そうとう重要な問題でありますから宜野湾市の財源をつかさどる問題でありますから、総務課長以上は全部その滞納の処分に1つ予かを利用して必要があれば自ら乗り出して行つて全部処理して載きたいと思うんですが、そのお考えはありませんか。

市 長～そういたしたいと思えます。

5 番～一応その気構えを私は覚えておきますから、皆さんも忘れないで1つがんばつて下さい。

4 番～気軽に御答弁願います。先程から当局は現行年度における当初の予算においては、過大見積りをしたんだという事をおつしつておりますがこれは当初においては過大じゃなくて適正な目標額、見積額だという事で議会はそのまま承認したというふうに考えておりますが、しかし結果において見積りしただけの額は確保出来なかつたという事は結果論であります。そこで当然適正な予算執行をするためには中途においても予算構成は可能であります。そこでたゞ適正な予算の執行をするためには当然その都度々々はずりすべきではないかというふうに考えております。過去1ヶ年における過大評価、当時は適切な評価だと見積りだという事でありましたが、なぜ結果において過大な評価に

5 委つたかどうか過大の見積りに委つたかどうかその理由について御説明願います。尚又あと1点1目の市民税であります、所得割の課税標準額が3,026,000 円という額に定めておられます。この算定した根拠について御説明願います。その2点についてよろしくお答え願います。

市長～始めのもの最初に予算に取る場合には調定の約90%を見積つて予算には取つた訳であります。実際これを当つて1ヶ年の収入を見ますと、結局調定と調定の額と実際賦課した90%じやなしに、ぎりぎりの額100%見積つておつたような形になりましたので、これは私たちが昨年の見当が違つておつたといわゆる90%で間に合つたのを100%に見積つておつたという事で過大額しておつたという事を申し上げた訳であります。それから2番目の市民税のどの数字ですか説明書の方について課長の方から委つてお答えします。

財政課長～お手許に資料をお配りしてありますが、その資料に明記されております。

財政課長～今までの市民税の賦課件数が6,798件でございます。その実際の総数です。これは納税義務者の数であります。件数は46件余りでありますが、その中に納税義務者が6,798名になっております。それで賦課件数の4,600世帯の実際の住民総数による7,300件とはそこに2,700件もその差がございます。それで今年度の市民税の課税標準にはこの面でも給与所得、それから農業関係の畑の所得それから事業所得いわゆるそういう所得の項目を増やしてございまして、これは今までの実績から平均差を出しまして標準の算定はしてあります。排除の方もそういう面でも増になつた人員割りふりまして今までの実績から差を排除額を出してあります。その中で農業所得でございますが、他の方は実際に申告されまして課税した総額が6万7千3百5拾3圓で農業セクタスによる総数が74,791とあんまり差はありません。それから畑の方が64年度の課税総数が553,260坪であります。これは1,179,000坪もありますので、その面に課税客体を回しておる訳であります。この所得の面で去年64年度の実績が3,676,000 円余りでありますが、今年度の所得の課税客体のはあくによつては5,241,000 円、これを見積つております。

4 番～市の統計資料に基づいて市民1人当りの所得額をだえず出してありますが、それとこの額との開きはどの程度になっておりますか。それから委員会の場合2,700世帯が課税もれになつておるといふ事をつかみましたが、これについて今年度の課税の状況にあり込められているかどうか、それについてお伺いします。

變つたかどうか過大の見積りに變つたかどうかその理由について御説明願います。尚又あと1点1目の市民税であります。所得割の課税標準額が3,026,000 \$という額 ~~はつておつた~~の算定根拠について御説明願います。その2点についてよろしくお答え願います。

市長～始めのものの最初に予算に取る場合には調定の約90%を見積つて予算には取つた訳であります。実際これを当つて1ヶ年の収入を見て見ますと、結局調定と調定の額と実際賦課した90%じやなしに、ぎりぎりの繰100%見積つておつたような形になりましたので、これは私たちが昨年の見当が違つておつたといわゆる90%で間に合うのを100%に見積つておつたという事で過大視しておつたという事を申し上げた訳であります。それから2番目の市民税のどの数字でですか説明書の方について課長の方から變つてお答えします。

財政課長～お手許に資料をお配りしてありますが、その資料に明記されております。

財政課長～今までの市民税の賦課件数が6,798件でございます。その実際の総数です。これは納税義務者の数であります。件数は46件余りですが、その中に納税義務者が6,798名になっております。それで賦課件数の4,600世帯の実際の住民総数による7,300件とはそこに2,700件もその差がございます。それで今度の市民税の課税標準にはこのもれた2,000件余りを調査徹底して均等割を課税すると、そういう面で給与所得、それから農業関係の畑の所得それから事業所得いわゆるそういう所得の項目を増やしてございます。これは今までの実績から平均差を出しまして標準の算定はしてあります。控除の方もそういう面で増になつた人員割りふりしまして今までの実績から控除額を出してあります。その中で農業所得でございますが、他の方は実際に申告されて課税した総額が6万7千3百5拾3通で農業センダサスによる総数が74,791とあんまり差はありません。それから畑の方が64年度の課税総数が553,260坪であります。これは1,179,000坪もありますので、その面に課税客体を回しておる訳であります。この所得の面で去年64年度の実績が3,676,000 \$余りでありますが新年度の所得の課税客体のはあくによつては5,241,000 \$、これを見積つております。

4番～市の統計資料に基づいて市民1人当りの所得額をたえず出してありますが、それとこの額との開きはどの程度になっておりますか。それから委員会活動の場合2,700世帯が課税もれになつておるといふ事をつかみましたが、これについて今度この課税の対象におり込まれているかどうか、それについてお伺いします。



市長～市の統計資料にそれが出ているかをたしかめる限ですか。

4番～その1件ともう1件2,700世帯が課税もれになつていているという事実を聞いておりますが、その分はこの中に含まれているかどうか。

財政課長～その方の2,000世帯余りを合んで個人も納税義務者も9,860件であります。

4番～現行年度の件数はいくらになりますか。

財政課長～世帯にしますと4,600件余りでありますが、納税義務者は6,798名

4番～只今の9,800件というのは納税義務者ですか。

財政課長～そうです。

4番～世帯数にして

財政課長～世帯数にして6,600件余りです。

4番～そうすると、今度の財政課の増員にともなつて過去に2,700世帯が課税もれになつておつた分を完全にはあくして課税するという事でありましたが、そうしますと自然増も合せると、このもれた分はこれだけが全部は含まれてないという事になりますが、何系統位が見破られておりますか。

財政課長～74多です。

4番～はい分かりました。

議長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～定刻5時であります。暫く時間延長したいと思ひますが、御異議ございませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議長～再開いたします。(午後5時5分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれをもつて終ることいたします。尚明日は午前10時より再開いたします。

散会 (午後5時6分)

市長～市の統計資料にそれが出ているかをたしかめる訳ですか。

4 番～その1件ともう1件2,700世帯が課税もれになつていているという事実を聞いておりますが、その分はこの中に含まれているかどうか。

財政課長～その方の2,000世帯余りを含んで個人も納税義務者も9,860件であります。

4 番～現行年度の件数はいくらになりますか。

財政課長～世帯にしますと4,600件余りでありますが、納税義務者は6,798名

4 番～只今の9,800件というのは納税義務者ですか。

財政課長～そうです。

4 番～世帯数にして

財政課長～世帯数にして6,600件余りです。

4 番～そうすると、今度の財政課の贈員にともなつて過去に2,700世帯が課税もれになつておつた分を完全にはあくして課税するという事でありましたが、そうしますと自然増も合せると、このもれた分はこれだけが全部は含まれてないという事になりますが、何%位が見積られておりますか。

財政課長～74%です。

4 番～はい分かりました。

議長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～定刻5時であります。暫く時間延長したいと思ひますが、御異議ございませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議長～再開いたします。(午後5時5分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれをもつて終ることいたします。尚明日は午前10時より再開いたします。

散会 (午後5時6分)